

栃木県道路啓開計画

栃木県県土整備部道路保全課

令和6(2024)年10月

栃木県道路啓開計画 目次

第1章	計画の概要	1
1-1	道路啓開計画とは	1
1-2	道路啓開計画策定の目的	1
1-3	道路啓開計画の位置づけ	3
1-4	上位計画、関連計画の概要	4
第2章	想定される自然災害	6
2-1	想定される地震災害	6
2-2	被害想定結果	8
第3章	事前の備え	13
3-1	道路啓開の体制	13
3-2	情報収集・情報共有の体制	18
3-3	人員・資機材等の体制	24
3-4	啓開ルートを選定手順	27
3-5	訓練の実施	30
3-6	事前広報の実施	30
3-7	タイムラインの作成	31
第4章	発災後の対応	32
4-1	道路啓開の手順	32
4-2	被災状況の把握・集約	33
4-3	啓開体制の確保	34
4-4	啓開ルートの決定	35
4-5	区間指定	36
4-6	啓開の実施	37
4-7	発災後の広報の実施	39
第5章	今後の課題	40
5-1	今後の課題	40
別表1	道路啓開計画の対象となる防災拠点一覧	41
別図1	道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図	45

第1章 計画の概要

1-1 道路啓開計画とは

本計画は、大規模地震災害発生直後の初動対応や救助・救援活動における緊急車両等の通行ルートを迅速かつ的確に確保するため、栃木県が実施する道路啓開の考え方や手順、事前に備えておくべき事項等を取りまとめたものである。

ここで、道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救助・救援のためのルートを開けることをいう（写真1-1）。



出典：国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index4.html>)

写真1-1 道路啓開のイメージ（被災後・啓開後）

1-2 道路啓開計画策定の目的

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、巨大津波により太平洋沿岸の各地域に甚大な被害が生じたところ、被災地へのアクセスルートを迅速に確保するため、災害発生後に立案された「くしの歯作戦」による道路啓開が行われた。これにより、震災翌日には、太平洋沿岸の主要都市へのアクセスルートが確保され、発災直後の初動時における道路啓開の重要性が大きく認識された。

これまで、栃木県では、発災直後の道路啓開にあたり「栃木県地域防災計画」「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき対応を行ってきた。

しかし、発災直後における道路啓開は、救助・救援活動に先立つ重要な作業であることから、災害発生直後の現場混乱を避け被害を最小化するため、各道路管理者、警察、消防等の関係機関と情報共有・連携を図り、迅速かつ的確な道路啓開を行うことを目的として、道路啓開の手順、方法を定めた「栃木県道路啓開計画」を策定するものとする。

なお、本計画は大規模地震災害における道路啓開を想定して策定したものであるが、風水害による緊急輸送活動にあたっても参考とするものとする。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

県（県土整備部）は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平時から連携体制の強化を図る。また、市町は県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

（中略）

第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

県（県土整備部）は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両等の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平時から連携体制の強化を図る。

第7 電気・通信・ガス事業者との相互協力

県は、「災害時における相互協力に関する基本協定」等に基づき、災害時におけるライフラインの復旧に係る応急措置の実施、避難所等への通信手段確保や住民へのライフライン情報等の周知など、平時から電気・通信・ガス事業者との相互協力体制の強化を図る。

出典：「栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」p. 46

（4）道路啓開

②優先順位

道路啓開の優先順位は、原則として第1次、第2次、第3次緊急輸送道路の順とするが、被災・救援要請等の状況により判断して対応するものとする。

③協力体制

道路管理者は状況に応じて、警察、自衛隊等と連携し、緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等を行い、緊急輸送ルートを確認するものとする。

また、県管理道路においては、（一社）栃木県自動車整備振興会と栃木県間で協力協定を締結しており、同振興会の協力のもと、災害時に道路に放置された車両の撤去を行う。

④初動対応訓練や災害対策基本法に基づく車両移動訓練の実施

栃木県では関係機関との連携を図るため、大規模地震を想定した初動対応訓練や大雪・大雨等による立ち往生車両の発生を想定した現地対応訓練を行う。

出典：「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」p. 34

1-3 道路啓開計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりとする。

本計画は、「栃木県国土強靱化地域計画」「栃木県地域防災計画」を上位計画とし、「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」「栃木県地震被害想定調査」など既存の関連計画と整合を図った計画とする。

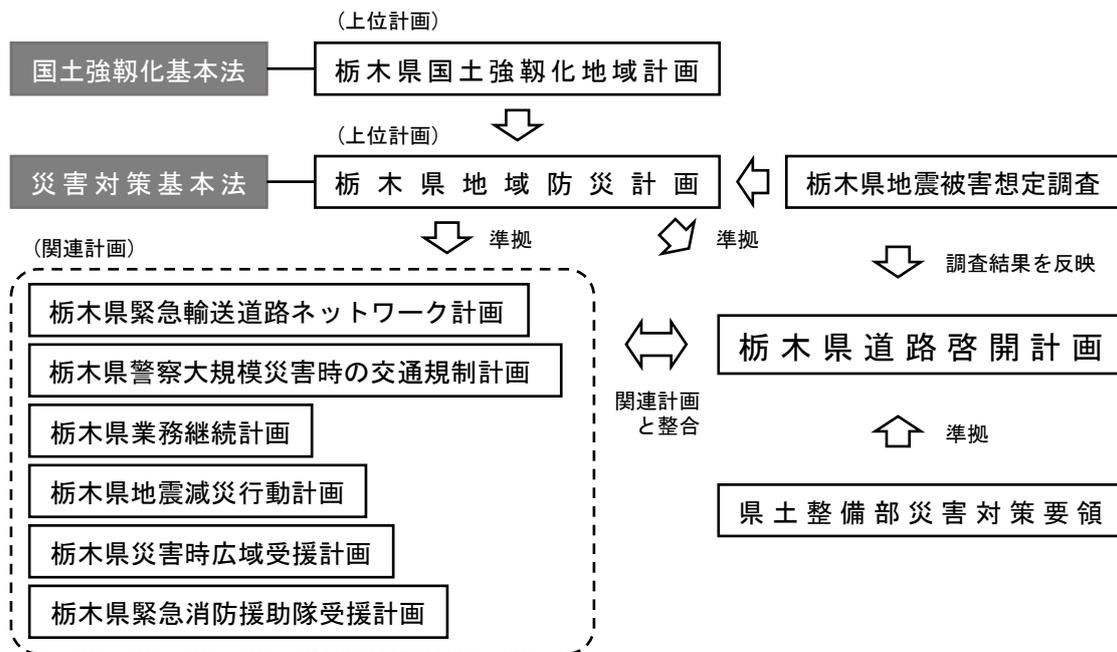


図 1-1 本計画の位置づけ

1-4 上位計画、関連計画の概要

本計画の上位計画及び関連する各種計画等の概要は次のとおりである。

(1) 栃木県国土強靱化地域計画

これまでの自然災害から得た教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、経済社会活動への致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたとちぎづくりの推進を図るため、県の区域における国土強靱化に関する基本的事項を定めた計画

(2) 栃木県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、栃木県防災会議が策定するものであり、県・市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める計画

(3) 栃木県災害時広域受援計画

大規模災害発生時に国や都道府県から速やかに支援を受け、被災市町への支援につなげるため、受援に当たっての体制構築や手順等について定めた計画

(4) 栃木県業務継続計画

行政が被災するような大規模災害時においても限られた資源を効率的に活用し、住民のニーズ等に応えるため、県における非常時の優先業務の選定や職員の参集体制、通信手段の確保等について定めた計画

(5) 栃木県地震減災行動計画

大規模地震発生時に被害を可能な限り抑止・減少させるために「減災目標」を設定し、それを達成するための様々な施策・事業で構成する計画

(6) 栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画

災害時に被災者の避難、消防・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送を行う緊急輸送道路について、災害時の活動拠点となる防災拠点を有機的に結び各道路が連携できるような緊急輸送道路のネットワークを定めた計画

(7) 栃木県警察大規模災害時の交通規制計画

栃木県として最も大きな被害を受けるおそれがある宇都宮市直下の地震を想定し、避難誘導や救難・救助、消防、緊急輸送等に従事する車両が迅速かつ円滑に被災地宇都宮市に向かうことができるよう交通規制方針を定めた計画

(8) 栃木県緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を目的とした計画

(9) 県土整備部災害対策要領

異常気象や大規模な地震による自然災害に対処するため、栃木県地域防災計画等に基づき、異常気象時等の県土整備部における登庁及び活動、災害情報収集・伝達体制等について定め、迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とした要領

第2章 想定される自然災害

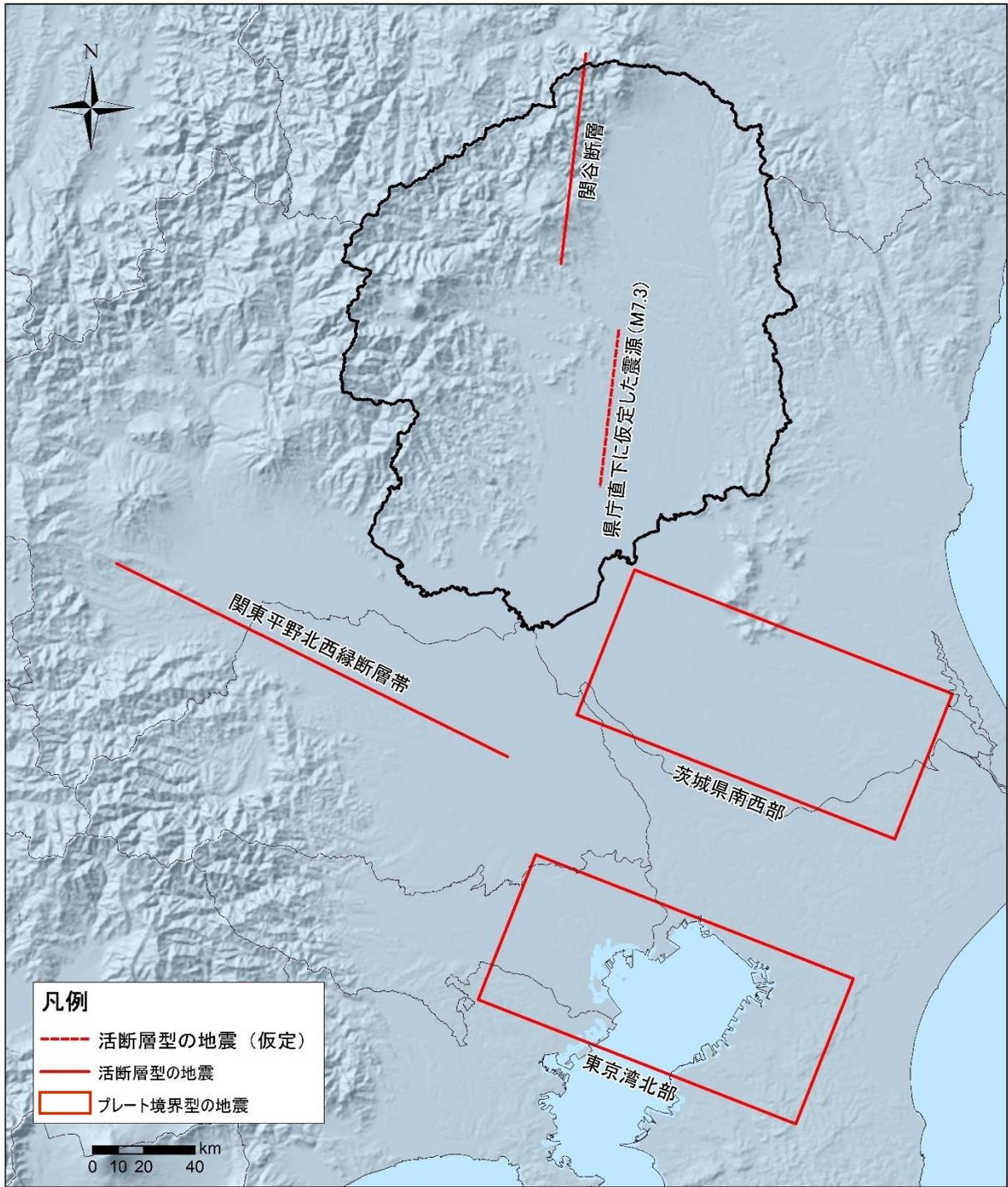
2-1 想定される地震災害

「栃木県地域防災計画」において県内最大の被害を及ぼす地震として県庁直下にマグニチュード7.3の震源を仮定した地震が想定されている。

平成26(2014)年5月にまとめられた「栃木県地震被害想定調査」では、確認されている4つの「関谷断層」「関東平野北部縁断層(主部)」「東京湾北部」「茨城県南西部」を震源とした4ケースに加え、県庁直下に震源を仮定した地震の5ケースの想定が行われている(表2-1, 図2-1)。

表 2-1 想定地震の諸元

想定地震名	地震規模	長さ	幅
関谷断層を震源とする地震	M7.5	30 km	18 km
関東平野北部縁断層帯(主部)を震源とする地震	M8.0	60 km	20 km
東京湾北部を震源とする地震	M7.3	23 km	32 km
茨城県南西部を震源とする地震	M7.3	23 km	32 km
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	30 km	18 km



出典：「栃木県地震被害想定調査の概要」

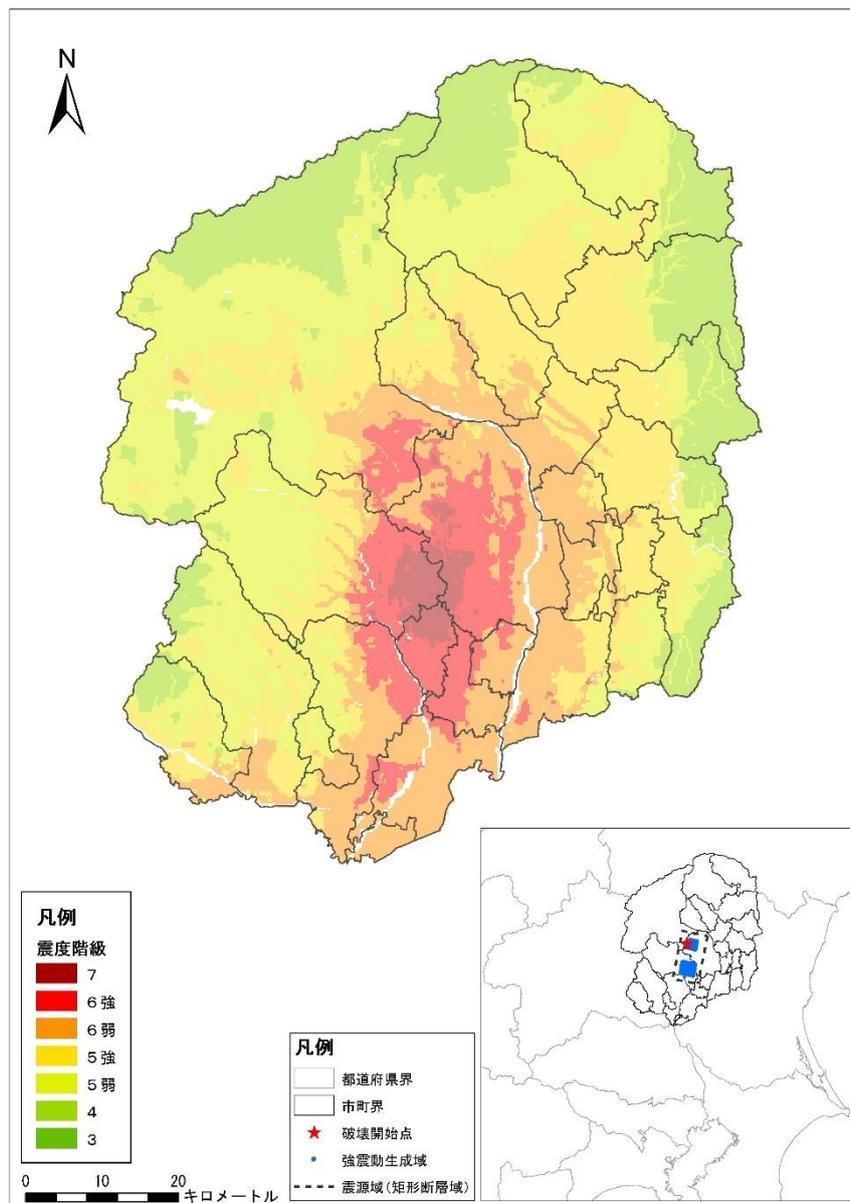
図 2-1 想定震源の位置（活断層等の地震）

2-2 被害想定結果

「栃木県地震被害想定調査」では、想定する「県庁直下に震源を仮定した地震」により、地震動・液状化の面積率、建物被害、交通施設被害について、次のとおり予測されている（図 2-2～図 2-6）。

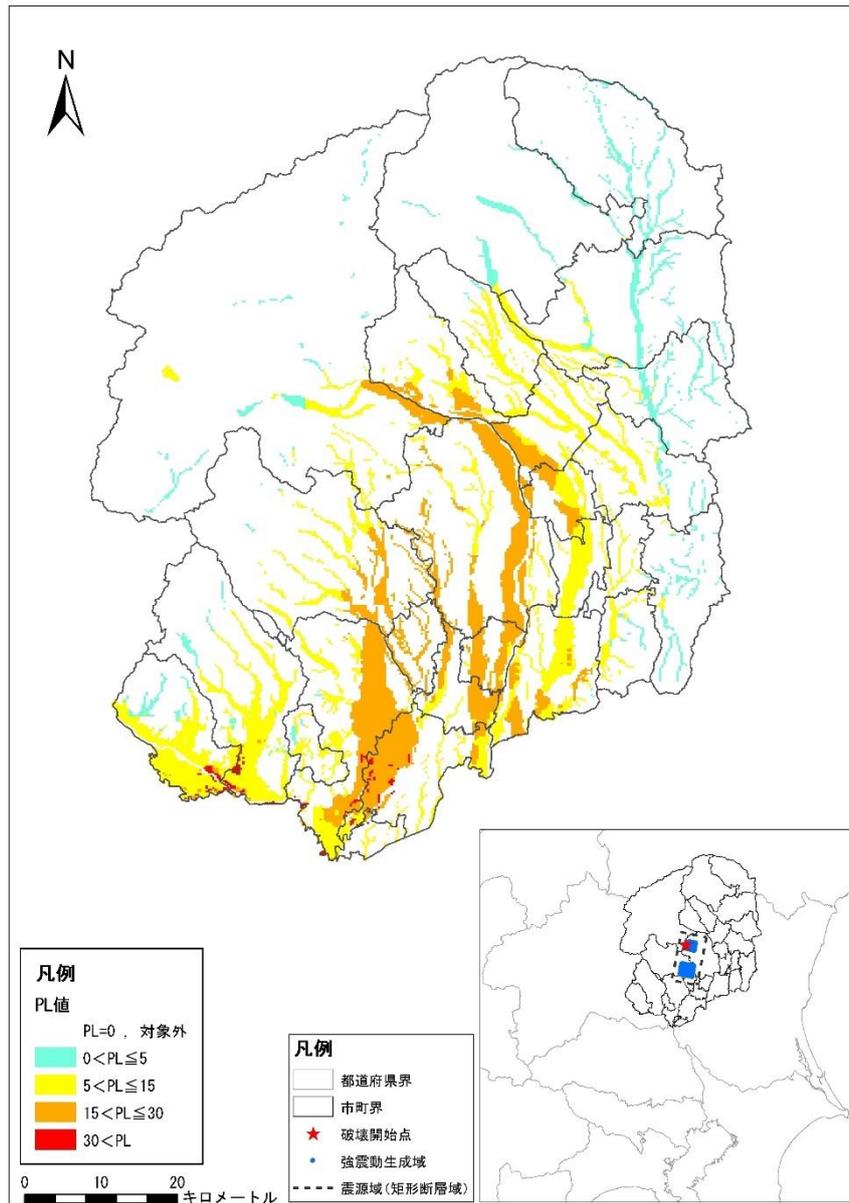
（1）地震動・液状化

震度 6 弱以上の面積率	27.2%
液状化危険度が高い面積率 (PL>15)	6.9%



出典：「栃木県地震被害想定調査」

図 2-2 栃木県庁直下に仮定した地震 (M7.3) 震度分布図

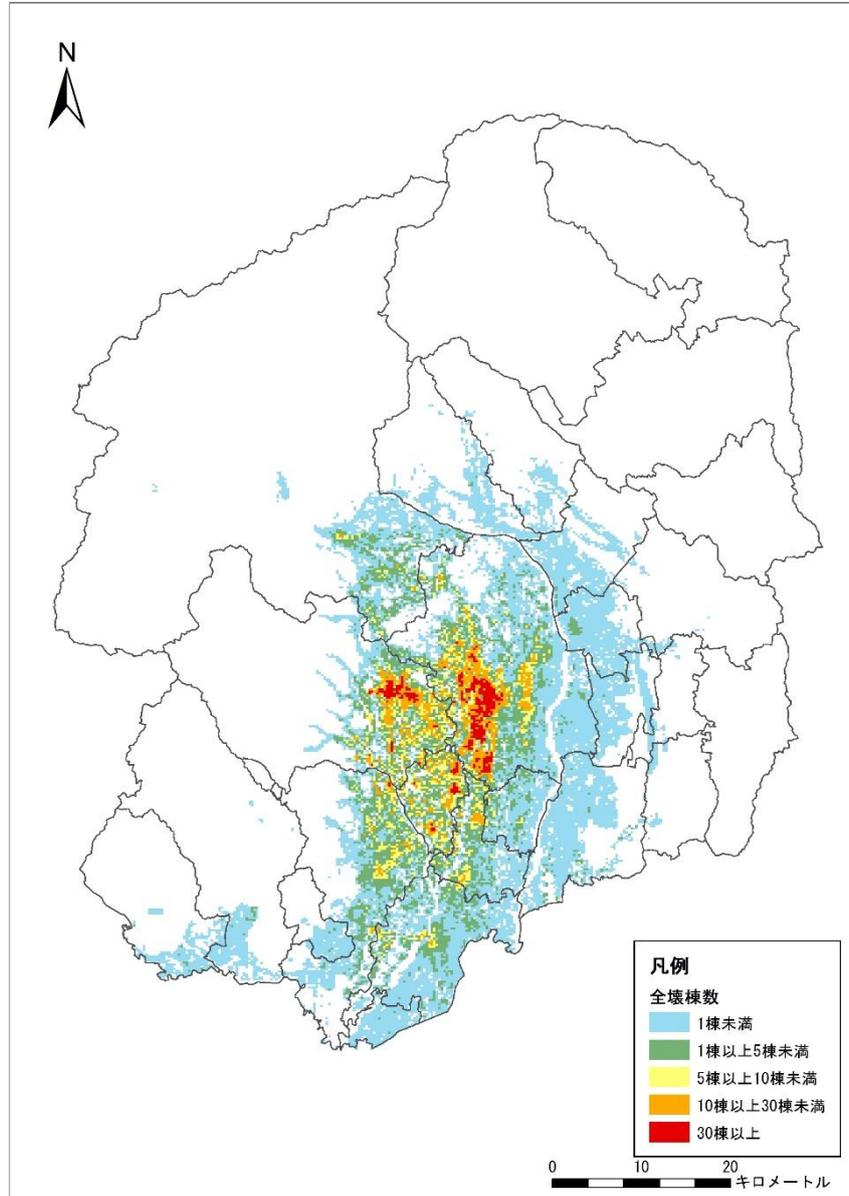


出典：「栃木県地震被害想定調査」

図 2-3 栃木県庁直下に仮定した地震 (M7.3) 液状化危険度

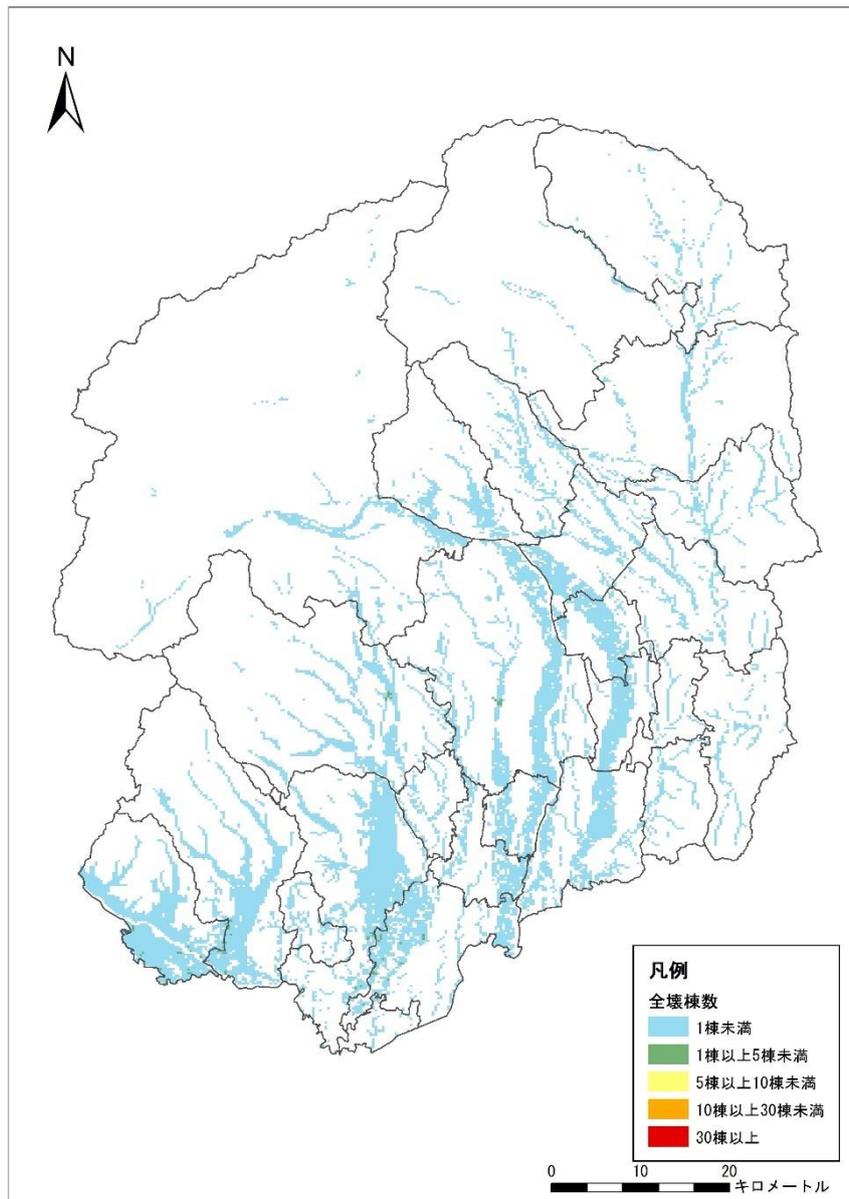
(2) 建物被害（全壊）

液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
798 棟	61,921 棟	68 棟	8,025 棟	70,812 棟



出典：「栃木県地震被害想定調査」

図 2-4 地震動による全壊棟数（栃木県庁直下 M7.3）

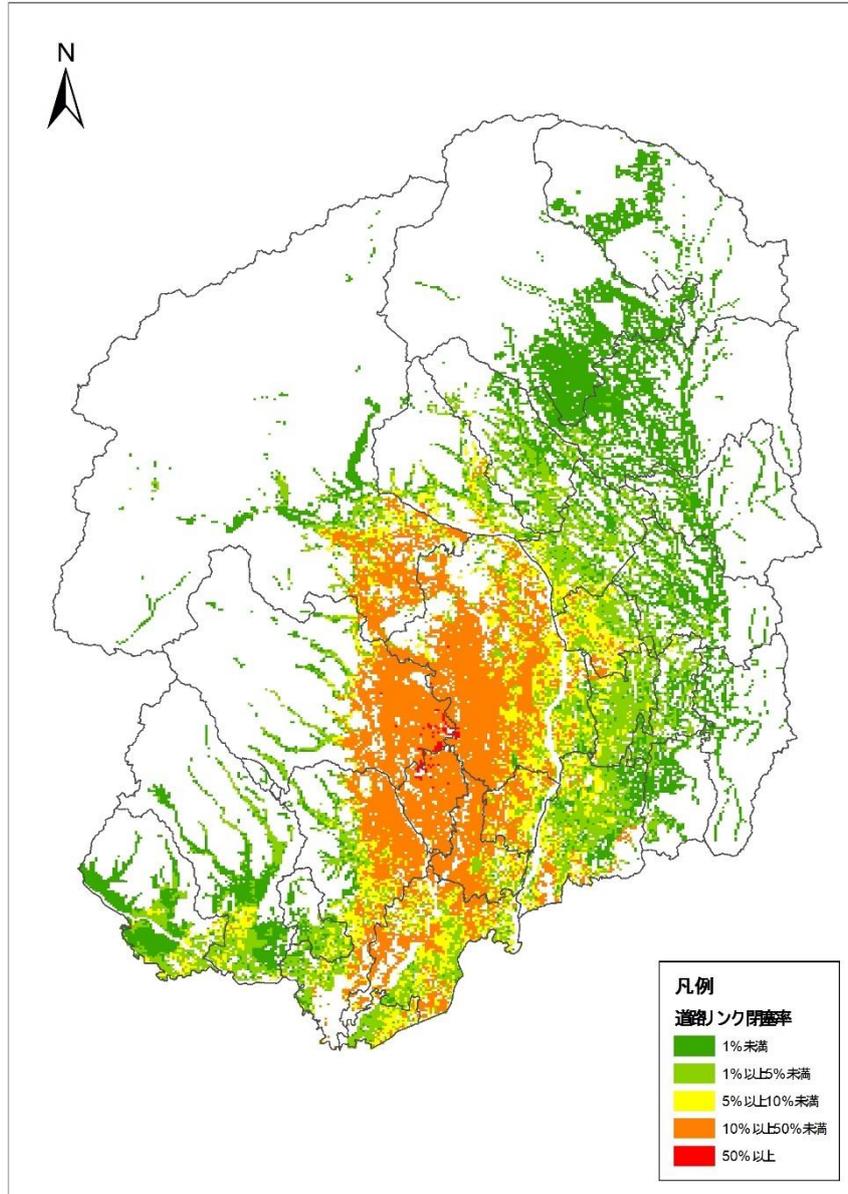


出典：「栃木県地震被害想定調査」

図 2-5 液状化による全壊棟数（栃木県庁直下 M7.3）

(3) 交通施設被害

道路	鉄道
1,409 箇所	746 箇所



出典：「栃木県地震被害想定調査」

図 2-6 栃木県庁直下に仮定した地震 (M7.3) による道路リンク閉塞率※

※ 道路リンク閉塞率：幅員 13m 未満の道路を対象に交差点間の道路を 1つのリンクと考え、沿線の建物等が倒れ込んだ場合に、塞がれていない幅員が 3m 以下になったリンクの割合

第3章 事前の備え

3-1 道路啓開の体制

(1) 県土整備部の活動体制

「県土整備部災害対策要領」では、最大震度5弱以上の地震が発生した場合、関係する県土整備部職員は、勤務先に速やかに登庁し、公共土木施設等の点検、初期の災害情報収集活動を行うこととしている。

なお、「栃木県地域防災計画」では、地震の震度に応じて、配備基準が定められており、最大震度5弱以上の地震により災害警戒本部を、最大震度6弱以上の地震により災害対策本部を自動的に設置することとしている（表3-1）。

表3-1 栃木県地域防災計画における配備基準

震度	体制等	災害の態様	体制の概要	備 考 (勤務時間外の配備)
4 以下 (人家・ 住家被害がある場合)	注意体制	①小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び消防防災課並びに公共部門関係課の職員の小規模災害対策を実施
5 弱 5 強	警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全危機管理課及び消防防災課職員並びに警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員のうち参集者に指定されている者は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
6 弱 6 強 7	第2非常配備	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、県の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員（部局長が必要と認める人員）は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(2) 道路啓開に関する体制図

発災直後に実施する道路啓開にあたっては、「栃木県地域防災計画」に定める道路班（県土整備部 道路保全課、道路整備課）を中心として、各道路管理者、県危機管理防災局、栃木県警察本部、陸上自衛隊、電気事業者、電気通信事業者、及び災害協定を締結している（一社）栃木県建設業協会等が緊密に連携し対応にあたるものとする。

道路啓開に関する関係機関との連携体制は図 3-1 のとおりとする。

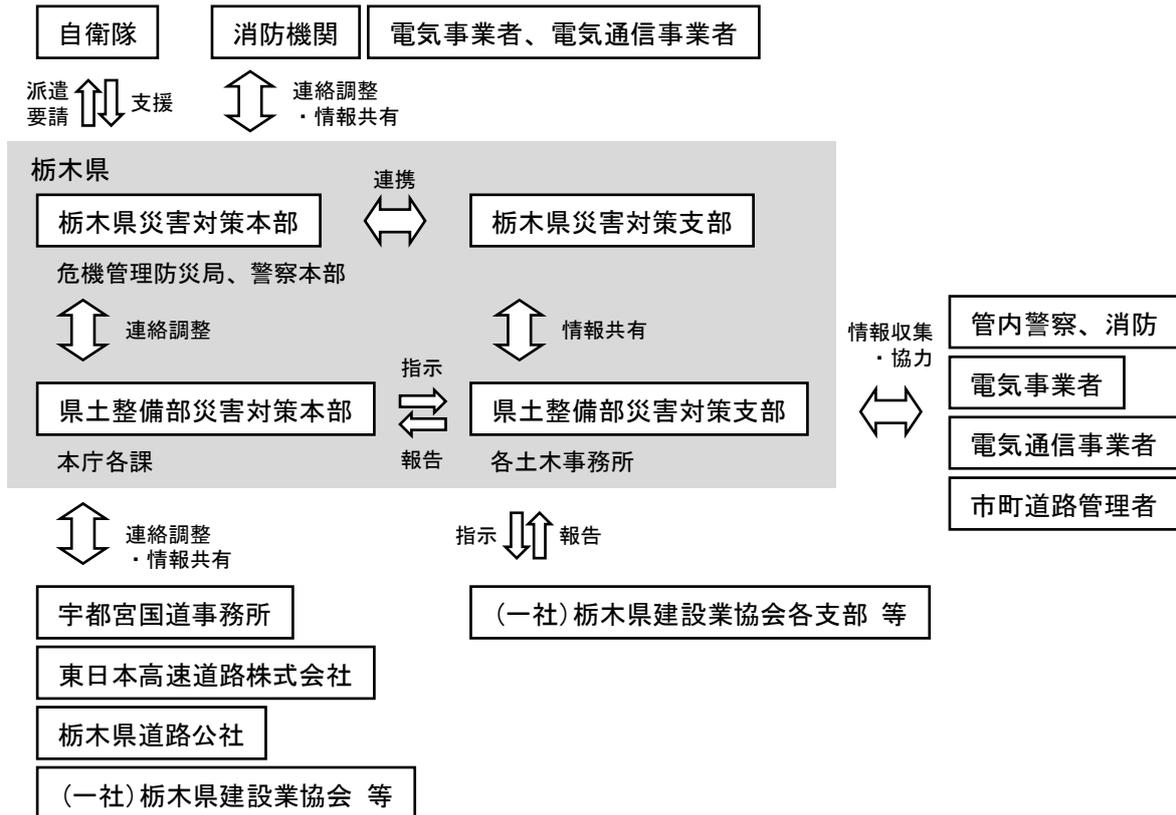


図 3-1 道路啓開の体制図

(3) 各班の業務内容

1) 県土整備部各班（本庁）の業務内容

「栃木県地域防災計画」に基づく災害対策本部等が設置された場合の県土整備部災害対策本部各班の業務内容は表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 県土整備部災害対策本部各班の組織及び分担業務

名称（班長相当職）	分担業務
総括班 （次長兼監理課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に関する事務の総括。 2 栃木県災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 本部長の命ずる応急対策に関すること。 4 全般的な被災状況の把握及び対策等の立案並びに各班及び支部に対する情報伝達に関すること。 5 各班員の人員調整に関すること。
防災班 （河川課県土防災対策班長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備部災害対策本部事務局業務に関すること。 2 土木事務所等や防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 県民生活部広報班との連絡調整に関すること。 4 気象庁、国土交通省関東地方整備局、本部各班からの情報収集に関すること。 5 県土整備部に係る被災状況の情報収集及び整理保管に関すること。 6 国土交通省リエゾン対応に関すること。
監理班 （総務主幹）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備部内の連絡調整に関すること。 2 県土整備部内の庶務に関すること。 3 その他各班に定めていない事項に関すること。
技術管理班 （技術管理課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人栃木県建設業協会等への資機材等の要請・調整に関すること。
交通政策班 （交通政策課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資輸送等の車両及びヘリコプター（民間が所有するものに限る。）の確保に関すること。 2 災害対策本部員及び災害対策資材の輸送に関すること。 3 公共交通機関の情報収集に関すること。
道路班 （道路保全課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路施設の被災状況の把握及びその対策に関すること。 2 緊急輸送道路ネットワークの確保、道路の啓開に関すること。 3 通行規制及び迂回路の設定に関すること。
河川班 （河川課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関すること。 2 洪水予報、水位周知情報及び水防警報の発表に関すること。

<p>砂防水資源班 (砂防水資源課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 土砂災害警戒区域等の被災状況の把握に関する事。 3 土砂災害警戒情報の発表に関する事。 4 ダム管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 5 県土整備部所管ダムの放流情報の通知等に関する事。
<p>上下水道班 (上下水道課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 下水道施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。
<p>都市班 (都市整備課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 公園施設の災害時利用に関する事。 3 市街地の被災状況の把握及びその対策に関する事。
<p>住宅班 (住宅課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物、公営住宅の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 建築物の被災状況の調査及び情報収集に関する事。 3 防災拠点施設等県有建築物の災害対策に関する事。 4 応急仮設住宅等に関する事。 5 住宅金融に関する事。 6 建築物応急危険度判定業務に関する事。 7 被災宅地危険度判定業務に関する事。
<p>用地班 (用地課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置のための土地の使用に関する事。 2 応急措置のために使用した土地の損失補償に関する事。

2) 県土整備部災害対策支部各班（土木事務所）の業務内容

「栃木県地域防災計画」に基づく災害対策本部等が設置された場合の県土整備部災害対策支部各班の業務内容は表 3-3 のとおりである。

表 3-3 県土整備部災害対策支部各班の組織及び分担業務

名称（班長相当職）	分担業務
総括班 （次長（技））	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に関する事務の総括。 2 県土整備部災害対策本部、栃木県災害対策支部、管内市町との連絡調整に関すること。 3 職員の活動体制の確保に関すること。
庶務・渉外班 （総務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備部災害対策支部の庶務に関すること。 2 災害対応の業務に必要な生活物資、休憩仮眠所の確保に関すること。 3 その他各班に定めていない事項に関すること。
情報班 （企画調査課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災状況を本部各班へ報告すること。 2 災害対策班からの情報資料及び市町からの情報の収集及び共有に関すること。 3 栃木県建設産業団体連合会各支部からの情報収集に関すること。
災害対策班 （保全部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路施設の被災状況の把握及びその対策に関すること。 2 河川管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関すること。 3 砂防設備等の被災状況の把握及びその対策に関すること。 4 土砂災害警戒区域等の被災状況の把握に関すること。 5 都市施設の被災状況の把握及びその対策に関すること。 6 公共建築物、公営住宅の被災状況の把握及びその対策に関すること。 7 県有建築物の被災状況の調査及び情報収集に関すること。 8 防災拠点施設等県有建築物の災害対策に関すること。

3-2 情報収集・情報共有の体制

(1) 被災情報の収集

1) 情報収集項目の統一

道路啓開にあたっては、啓開ルートを選定など、被災状況に基づき判断する必要があることから、収集する被災情報の精度が重要となる。

このため、収集すべき情報の漏れを防ぎ、速やかに情報のとりまとめができるよう、情報収集項目を統一し様式化を検討する。

【情報収集項目（案）】

① 日時：	令和●年●月●日（●） ●：●●
② 路線名：	一般県道●●線
③ 場所：	栃木県●●市●●（起点座標） ～ ●●市●●（終点座標）
④ 交通規制：	全面通行止め、片側通行止め（上り）（下り）、規制なし から選択
⑤ 規制延長：	●●km
⑥ 規制原因：	●●（例：路面段差、路肩崩壊、建物倒壊など）
⑦ 規制開始時間：	●：●●
⑧ 規制解除時間：	●：●●
⑨ 迂回路の有無：	有り・無し
⑩ 孤立集落の有無：	有り・無し
⑪ 被災状況：	人身・物損被害、人身被害、物損被害、被害なし から選択 被害ありの場合、件数、架空線への影響有無等を報告
⑫ 経緯：	時系列で対応状況について記載 ●：●● 発災 ●：●● 道路パトロール開始 ●：●● 異常発見（第●報） ●：●● 規制開始
⑬ 現場写真：	
⑭ 位置図：	

2) 情報収集の手段

ア 道路パトロール等による情報収集

災害対策班（各土木事務所）は、管内で震度5弱以上の地震が観測された場合、「栃木県道路パトロール実施要領」に基づく道路パトロール（異常時パトロール）、道路監視カメラにより被災状況を確認する。

また、情報班（各土木事務所）は、栃木県と栃木県建設産業団体連合会が締結している「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」に基づき、（一社）栃木県建設業協会各支部に対して、道路パトロールの協力要請を行い、管内全路線の被災状況を速やかに集約し、道路班（道路保全課、道路整備課）へ報告するものとする（図3-2）。

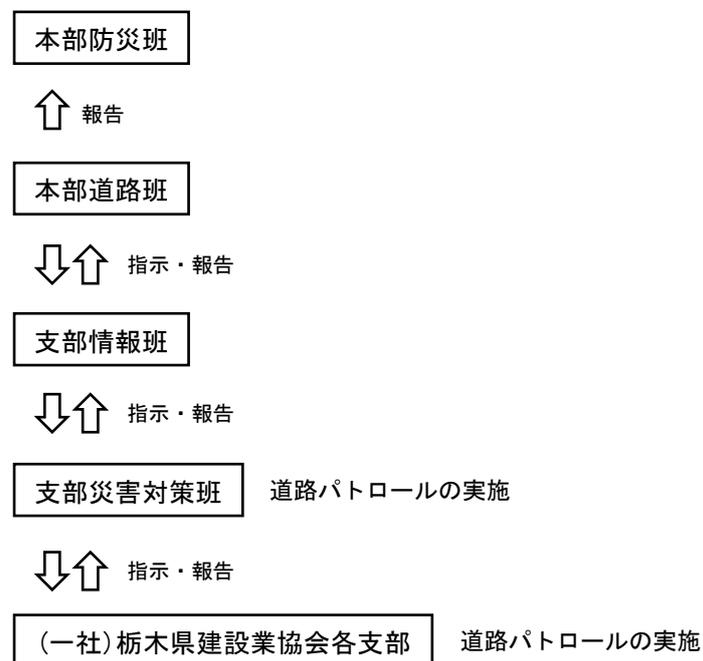


図 3-2 道路パトロールによる情報収集体制

イ 関係機関からの情報収集

道路班（道路保全課、道路整備課）は、宇都宮国道事務所からリエゾンを受け入れるなど、各道路管理者と連絡体制を構築し、情報収集を行うものとする。

また、情報班（各土木事務所）は、管内市町、管内警察、消防等と連絡体制を構築し、道路の被災情報を集約し、道路班（道路保全課、道路整備課）へ報告するものとする（図 3-3）。

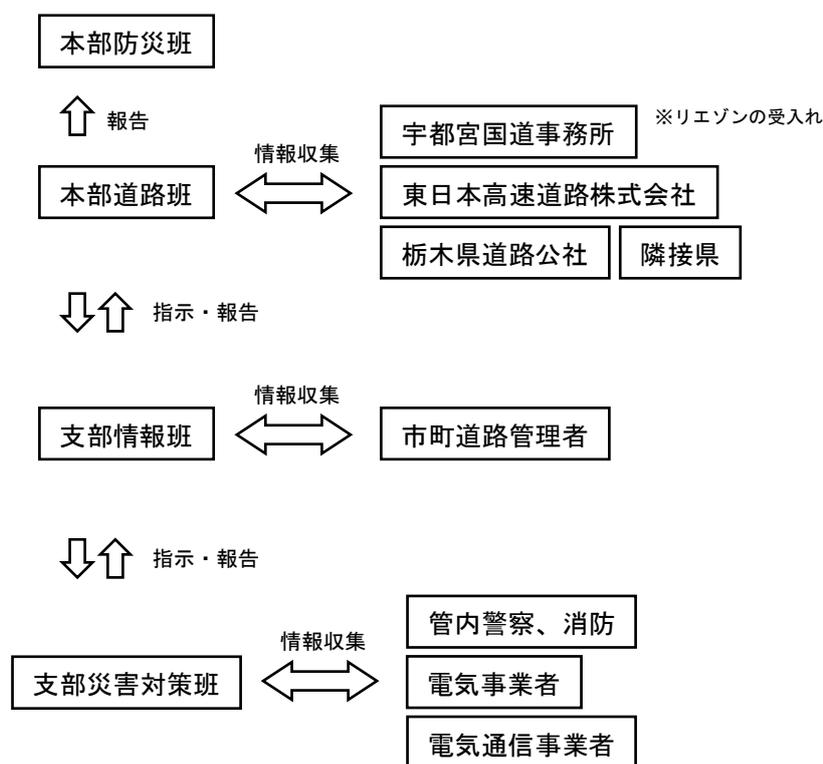


図 3-3 関係機関からの情報収集体制

ウ 道路河川等管理情報システムによる情報収集

災害対策班（各土木事務所）は、道路パトロールと合わせて、（一社）栃木県建設業協会が開発・運営している「道路河川等管理情報システム（<https://www.tochiken.or.jp/diss/login/>）」を活用して情報を収集する。

このため、災害対策班（各土木事務所）は、平時から「道路河川等管理情報システム」の円滑な操作ができるよう、平時の情報伝達手段としての積極的な活用を検討するものとする（図 3-4）。

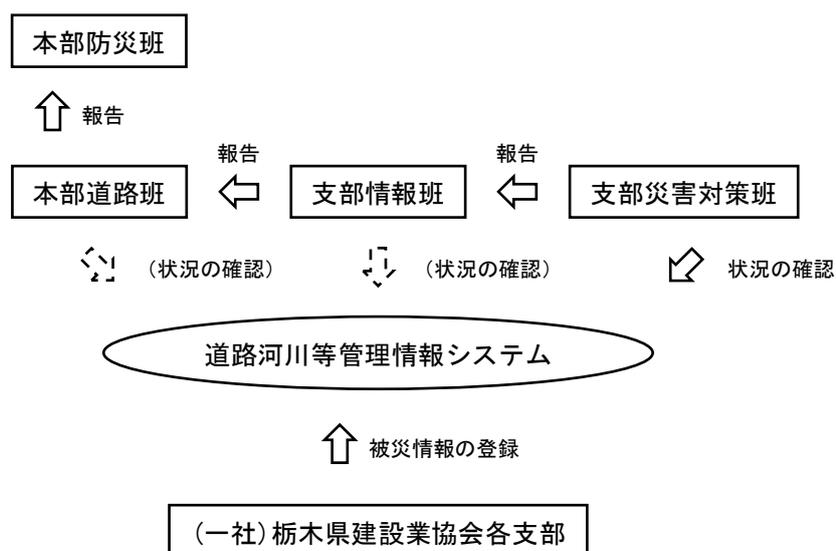


図 3-4 道路河川等管理情報システムを用いた情報収集体制

エ 消防防災ヘリコプター「おおるり」による情報収集

危機管理防災局は、被害規模に関する概括的な情報把握のため、消防防災ヘリコプターにより、上空からの目視や画像伝送等により被災地域の情報収集を実施する。

道路の被災情報については、防災班（県土防災対策班）を通じて道路班（道路保全課、道路整備課）において集約するものとする。

(2) 被災情報の共有

1) 通信手段の確保

発災時には、固定電話や携帯電話等の通信手段が使用できない可能性がある。

栃木県においては、県、各市町、防災関係機関を結ぶ防災行政ネットワーク（衛星回線）を構築済みであるほか、県土整備部においても、県土防災センター、各土木事務所に衛星携帯電話を配備済みとなるが、複数の通信手段による情報共有体制を構築するものとし、これらの電話回線に加えて、WEB 会議システムやチャットアプリの活用も通信手段の一つとして検討するものとする。

また、令和6年能登半島地震では、携帯電話基地局が被災し通信手段が確保できない中、衛星インターネットサービスが活用された事例もあることから、県土整備部においても当該サービスの導入を検討していくものとする。

2) 被災情報の共有

発災後、道路パトロール等により収集した道路啓開に関わる情報については、道路班（道路保全課、道路整備課）において一元的に集約するものとし、災害対策班（各土木事務所）は道路パトロール等により収集した情報を、情報班（各土木事務所）を通じて道路班に報告する。

また、防災班（県土防災対策班）は、栃木県災害対策本部が収集した道路の被災情報について、総括班（監理課）を通じて道路班と共有するとともに、道路班は、収集した道路の被災情報について、総括班、防災班を通じて栃木県災害対策本部と共有するものとする（図3-5）。

なお、道路班は、各道路管理者と被災情報、啓開ルートを選定結果、啓開状況の情報共有を図るものとし、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」などを通じて、平時から緊密な連携体制を構築するものとする。

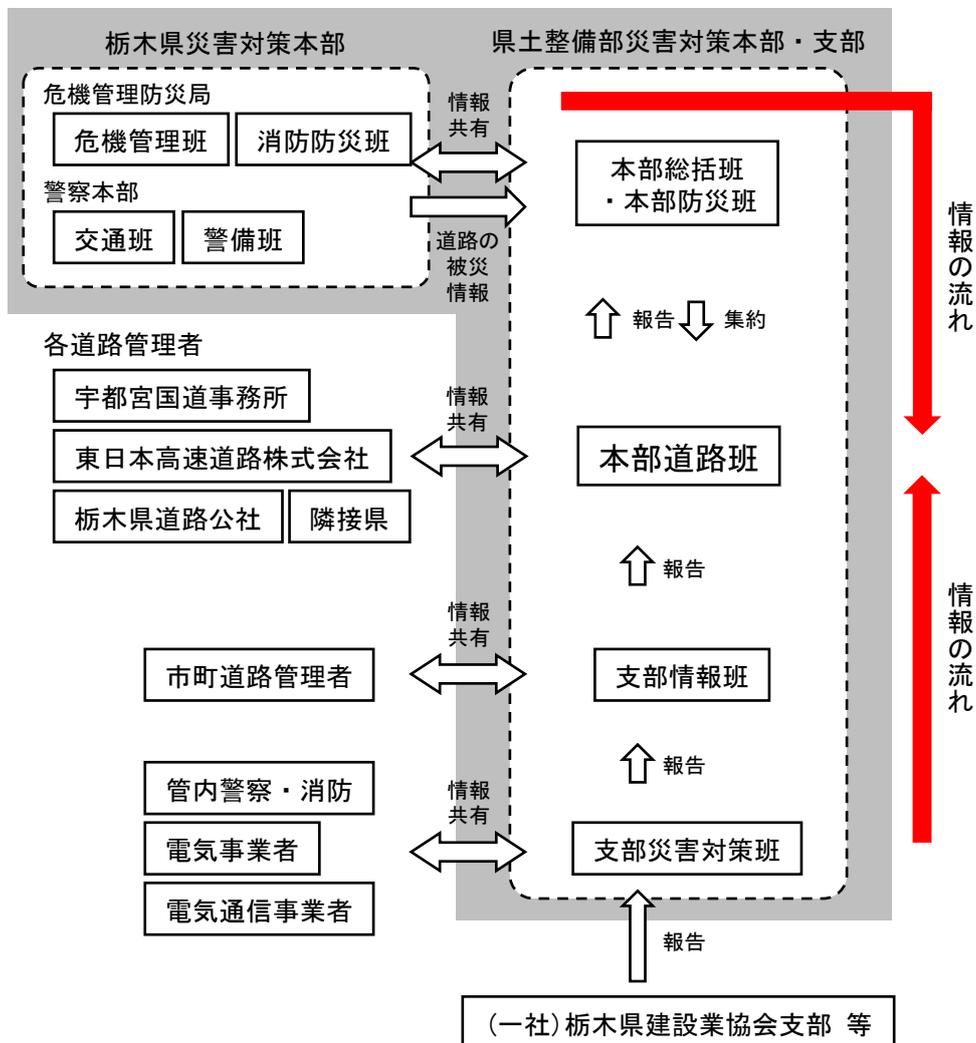


図3-5 発災時の情報共有体制

3-3 人員・資機材等の体制

(1) 災害協定の締結状況（令和6年2月現在）

発災時には、災害協定に基づく作業が想定されるため、県土整備部職員は事前に協定の締結状況と締結内容を確認しておく。特に、道路啓開にあたっては、(一社) 栃木県建設業協会等が保有する資機材が必要不可欠となることから、道路保全課は平時から道路河川等管理情報システムを用いて資機材の保有状況を把握し、発災時に資機材が迅速に使用できるよう備えておくものとする。

1) 栃木県と近隣都県等との災害協定一覧

協定名	締結先
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県（全国知事会）
震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	東京都、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、群馬県、新潟県
災害時における市町村相互応援に関する協定	県内市町

2) 危機管理課が所管する災害協定一覧

協定名	締結先
災害時における相互協力に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株）栃木総支社、東日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、栃木県都市ガス協会
災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド（株）栃木総支社
災害時における通信復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東日本電信電話（株）栃木支店
災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定書	栃木県石油商業組合
災害時における緊急車両・重要施設燃料の優先供給ガイドライン	栃木県石油商業組合
災害時における応急対策用資機材等の賃貸借等に関する協定	株式会社レンタルのニッケン
災害時における資機材の供給に関する協定	(一社) 日本建設機械レンタル協会栃木支部
災害時における資機材の供給に関する協定	(株) アクティオ

3) 県土整備部が所管する災害協定一覧

協定名	締結先
災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	栃木県建設産業団体連合会
災害時の応急対策業務の実施に関する協定書	(一社) 建設コンサルタント協会関東支部
橋梁の地震時緊急点検における支援協力に関する協定書	(一社) 建設コンサルタント協会関東支部栃木地域委員会
災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	(一社) 栃木県自動車整備振興会
災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	(特非) 全日本レッカー協会

(2) 緊急通行車両等の事前申請

発災時に応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法 76 条第 1 項に基づく緊急交通路*が指定された場合、緊急交通路の通行には、栃木県公安委員会が発行する緊急通行車両確認証明書又は規制除外車両確認証明書と確認標章が必要となる。

道路啓開作業に従事する車両は規制除外車両となることから、各関係機関は平時から警察本部交通規制課等へ規制除外車両の事前申請に努めるものとする。

【規制除外車両事前届出制度】

○対象車両

- ・ 医師又は歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品、医療機器、医療資材等を輸送する車両
- ・ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

○規制除外車両事前届出の手続き

- ・ 申請者：緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
- ・ 申請先：栃木県警察本部交通部交通規制課、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊
- ・ 申請書類：規制除外車両事前届出書（1通）
- ・ 添付書類：自動車検査証の写し、車両の写真（ナンバープレート及び車両構造又は装置が確認できるもの）

出典：栃木県警察 HP「緊急通行車両の確認の申出及び規制除外車両事前届出手続き」

※ 緊急輸送等の応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、公安委員会が、一般車両の通行を禁止し、又は制限する道路のこと

3-4 啓開ルートを選定手順

(1) 啓開ルートの選定方針

啓開ルートの選定方針は、図 3-6 に示すとおりとする。

栃木県内においては、県域を越えて県の南北軸、東西軸を構成する広域道路として、直轄国道である国道 4 号（新 4 号国道を含む）、国道 50 号、高速自動車国道である東北縦貫自動車道、北関東自動車道の 4 路線が存在している（図 3-7）。また、東北縦貫自動車道、北関東自動車道はいずれも公安委員会による緊急交通路候補路線に指定されている。

このことから、栃木県内の道路啓開にあたっては、各道路管理者と調整を図りながら、役割分担を明確なものとし、これら 4 路線の啓開を最優先で実施するものとする。そして、4 路線の啓開状況を踏まえ、救助、救援に係る防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路の中から、被災状況や啓開作業時間を考慮して優先的に啓開を実施する路線を選定するものとし、選定した啓開ルートについては、各道路管理者間で速やかに共有するものとする。

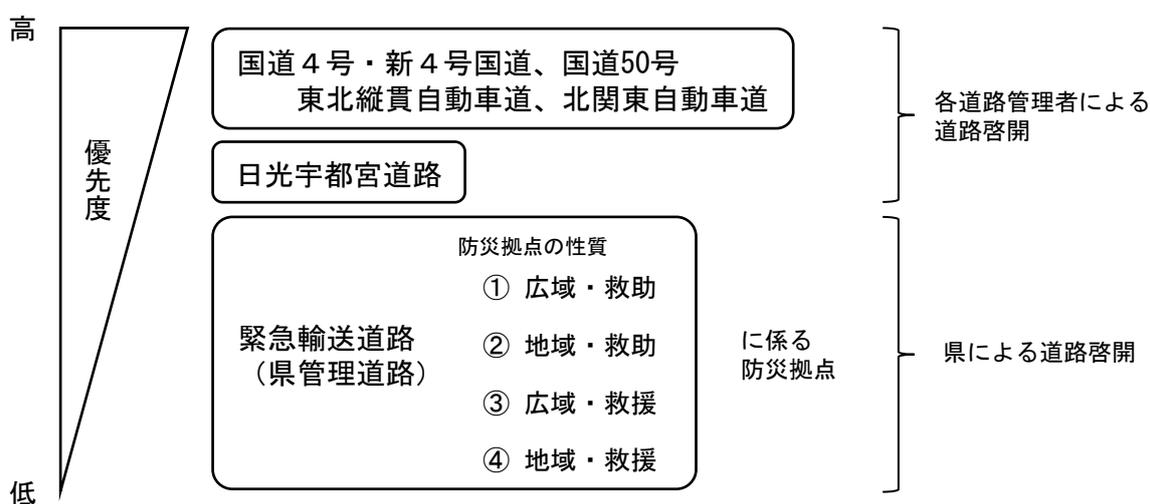


図 3-6 啓開ルートの選定方針



図 3-7 栃木県道路ネットワーク概要図

(2) 防災拠点の選定

限られた時間の中で全ての防災拠点を対象として啓開を実施することは困難であることから、道路啓開ルートを選定にあたっては、あらかじめ対象とする防災拠点を選定し、「栃木県地域防災計画」「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」で定める防災拠点の中から、発災直後に特に重要となる防災拠点を選定した。

また、選定した各防災拠点の性質から、広域、地域の対象エリア別、救助、救援の目的別に整理するものとし、別表1、別図1に示すとおり対象とする防災拠点を整理した。

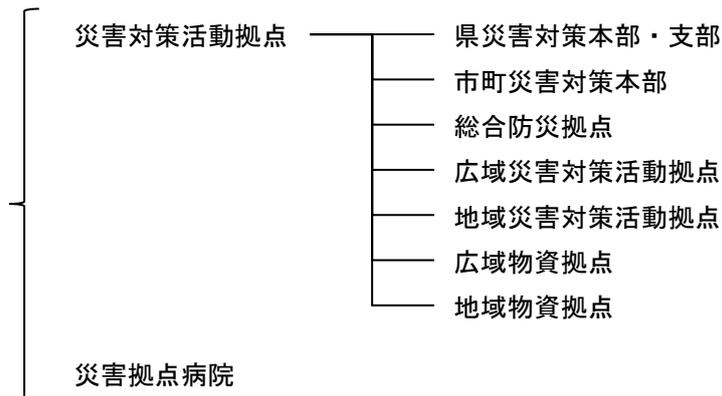


図 3-8 栃木県地域防災計画における防災拠点の種類

3-5 訓練の実施

策定した道路啓開計画の実効性を高めるため、平時から大規模地震災害の発生を想定した各種訓練を定期的の実施し、関係機関の連携、協力のもと、現場対応力の向上を図るものとする。

特に、災害対策基本法の改正により、緊急通行車両の通行を確保するため車両その他の物件について、道路管理者が自ら移動等の措置を実施できることとなったことから、「災害時における車両の移動等の協力に関する協定書」を締結している（一社）栃木県自動車整備振興会と定期的な訓練を実施し、障害物の迅速な撤去について技能の習熟を図るものとする。

また、訓練を通じて得られた知見や課題を踏まえ、道路啓開計画及び訓練の内容・方法について必要に応じた見直しを行うものとする。

3-6 事前広報の実施

大規模災害発生時には、深刻な道路交通麻痺等の発生が懸念されることから、平時から発災直後における自家用車の利用抑制（交通総量の抑制）や、車のキーをつけたままの避難（移動困難車両の削減）、啓開ルートへの侵入禁止（啓開ルートからの一般車両排除）等について理解と協力を得る必要がある。

このため、道路保全課は、地震発災時にとるべき行動や心得について、ドライバーへの周知徹底を図り、関係機関と連携し、道路啓開への協力について理解を求めていくこととする。



警察庁・都道府県警察

出典：警察庁 HP (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/saigaiji/daizisinnunntensya.html>)

図 3-9 事前広報の例

3-7 タイムラインの作成

本計画におけるタイムラインは図3-10に示すとおりとする。

道路啓開にあたっては、人命救助の72時間の壁を意識しつつ、発災から48時間以内に広域的な救助に係る防災拠点を結ぶルート上の道路啓開を完了することを目標とする。

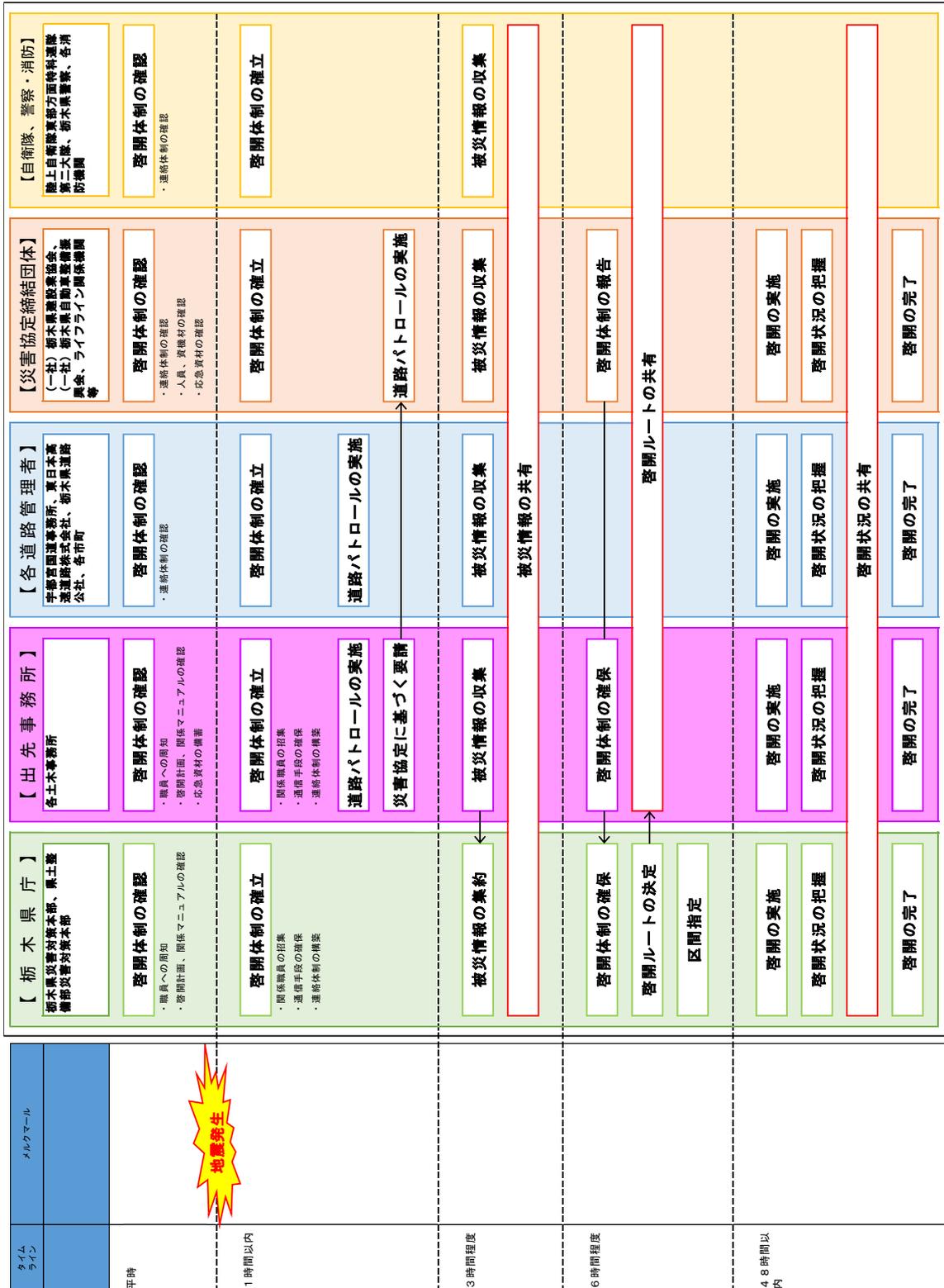


図3-10 道路啓開作業を想定したタイムライン(案)

第4章 発災後の対応

4-1 道路啓開の手順

道路啓開の手順は、図4-1に示すとおりとする。

道路啓開作業は、被災情報の収集、啓開ルートを決める初動段階（発災後6時間程度）と道路区間を指定し道路啓開作業を行う啓開段階（発災後48時間以内）の2段階に区分する。

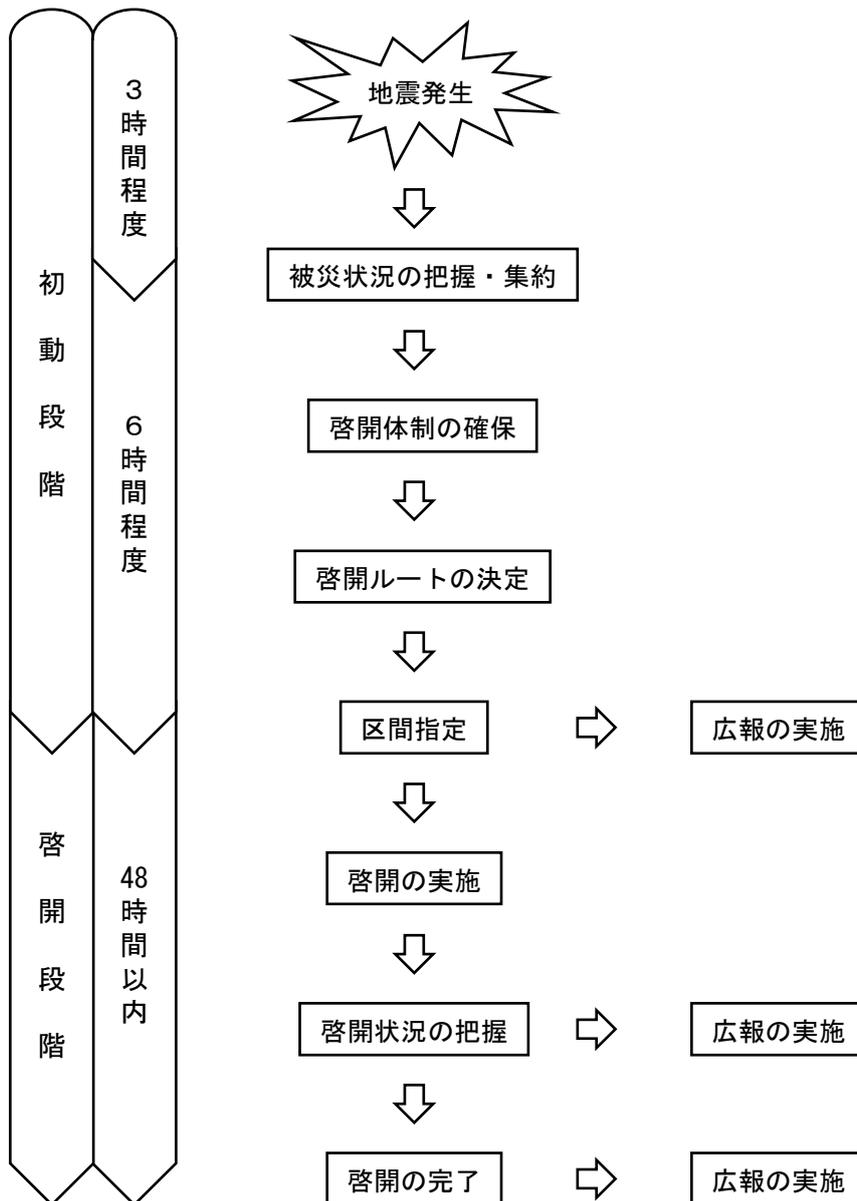


図4-1 道路啓開の手順

4-2 被災状況の把握・集約

効率的かつ迅速に啓開ルートを選定するためには、道路の被災状況を的確に把握することが重要となる。このため、県土整備部職員は、発災後、速やかに初動体制を確立し、道路パトロール等による被災状況の収集に努めるものとする。

道路の被災情報については、啓開ルートの決定にあたり重要な基礎情報となることから、本部道路班に情報を集約するものとし、宇都宮国道事務所や東日本高速道路株式会社など各道路管理者、管内警察・消防、電気事業者、電気通信管理者が収集した被災情報についても、情報収集を行うものとする。

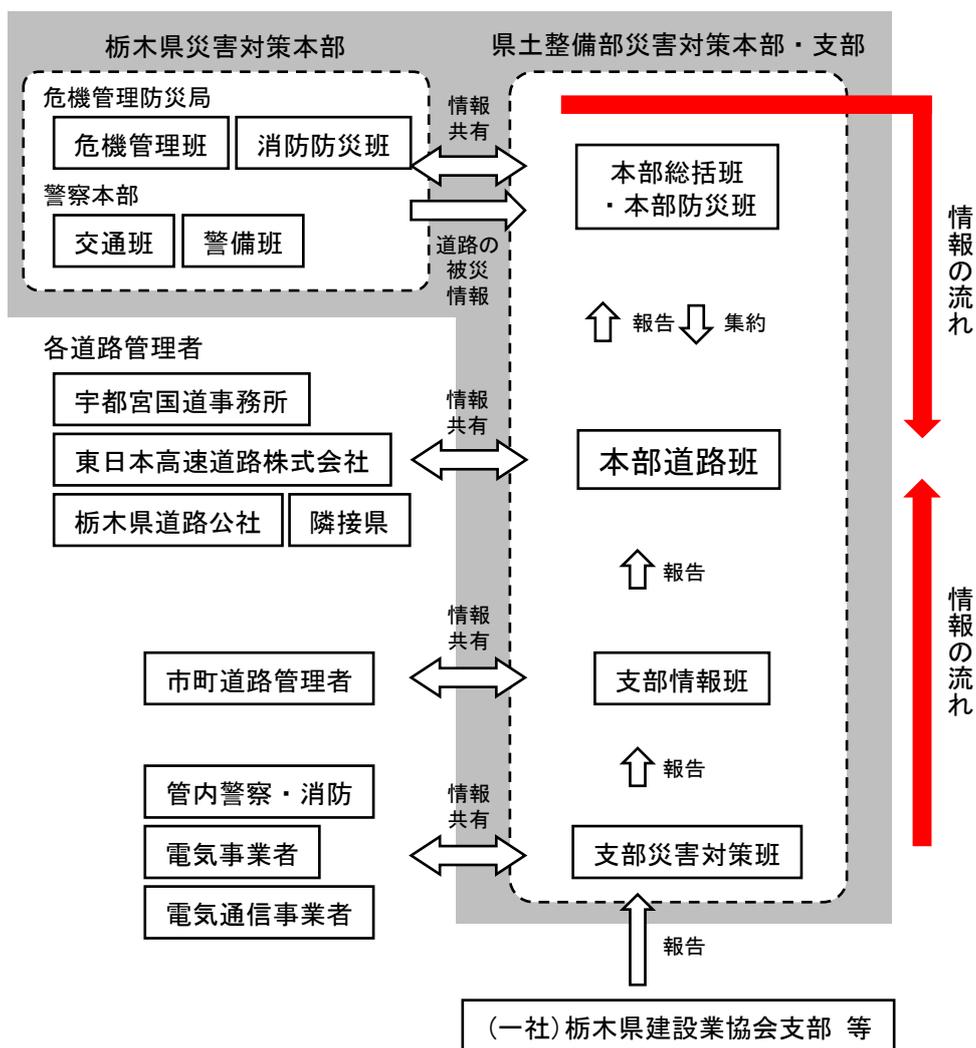


図 4-2 発災時の情報共有体制 (再掲)

4-3 啓開体制の確保

各土木事務所長は、道路啓開にあたり（一社）栃木県建設業協会、（一社）栃木県自動車整備振興会等に対して協力要請を行い、啓開体制の確保を行う発災から6時間程度までに投入可能な人員・資機材数の報告を受けるものとする。

本部道路班は、支部情報班より報告のあった人員・資機材数を基に、「首都直下地震道路啓開計画（第4版）」における直轄国道での作業量目安（試算条件）を参考として班編成を検討するものとする。

○橋梁段差

- ・約30cmの橋梁段差の補修は、作業員4人の場合、上下各1車線（4箇所／橋）を啓開するのに要する作業時間は4.0時間とする。
- ・橋梁段差の補修は、土のう積立とする。

○路上車両

- ・路上車両1台あたりの啓開時間は、下表のとおりとする。

路上車両		車種区分	啓開時間 ^{※3}	排除方法
対象	割合 ^{※2}			
立ち往生車両	6割	—	1分／台	誘導等（運転者乗車・自走可）
放置車両	3割	大型	20分／台	レッカー等
		小型	3分／台	フォーク付ホイールローダ等
その他 ^{※1}	1割	大型	30分／台	レッカー等
		小型	6分／台	フォーク付ホイールローダ等

※1 被災して移動不能となった車両など

※2 国土交通省（関東地方整備局）想定

※3 第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料（H26.8開催）

○建物等によるガレキ

- ・作業員1人の仕事量をガレキ1.0m³／時間とする。

出典：「首都直下地震道路啓開計画（第4版）」令和5年7月，首都直下地震道路啓開計画検討協議会

(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000862573.pdf)

4-4 啓開ルート決定

本部道路班は、最優先で啓開を実施することとした直轄国道、高速自動車国道の啓開状況を踏まえ、選定した防災拠点間を結ぶルートの中から啓開ルートを決めるものとする。

このとき、図 4-3 に示すとおり、広域的な救助に係る拠点を結ぶ緊急輸送道路を優先して啓開を実施するものとする。

なお、被害が甚大で決定した緊急輸送道路の啓開に時間を要することが想定される場合、市町道や林道を含めた迂回路を検討するなど、柔軟に状況判断を行うものとする（図 4-4）。

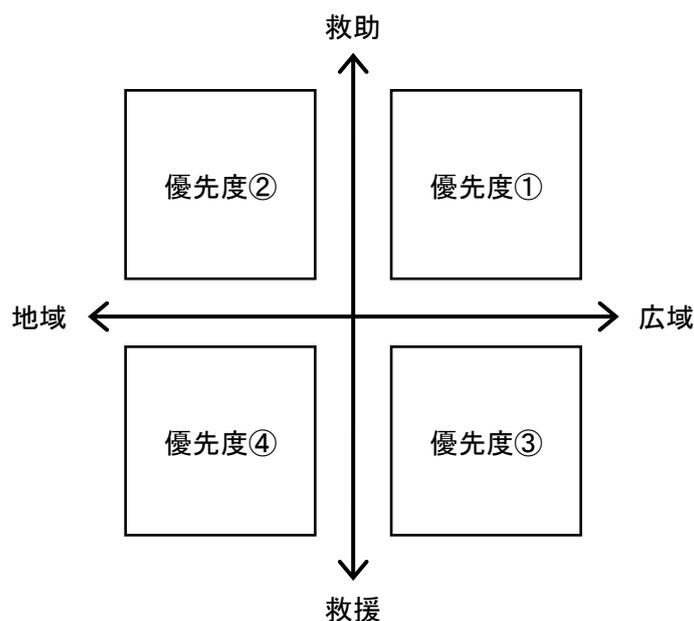


図 4-3 防災活動拠点の性質別の優先度

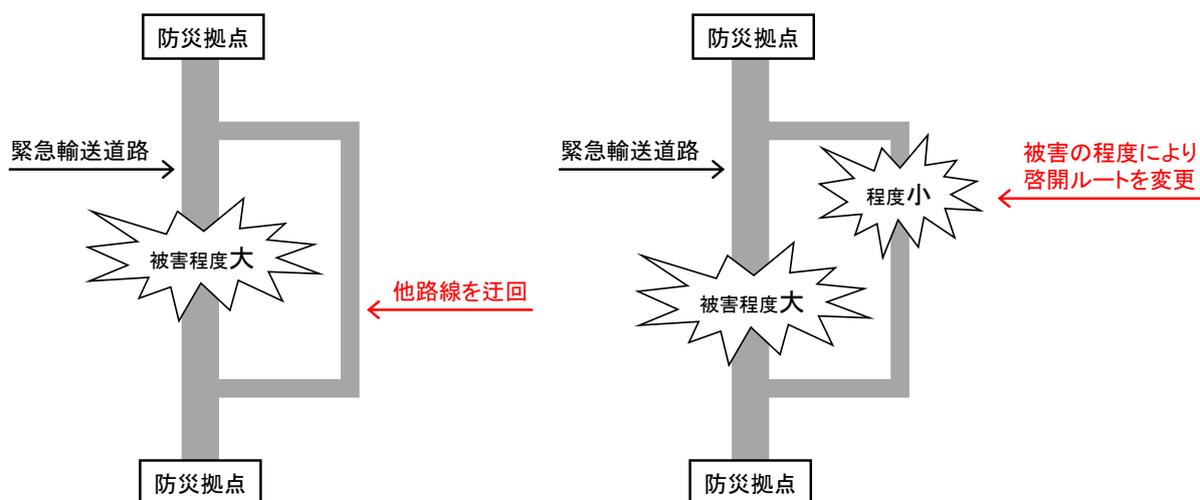


図 4-4 啓開ルートの変更例

4-5 区間指定

災害対策基本法第76条の6の適用による道路の区間指定は、発災により道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められるときに実施する。

区間指定の手順は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用マニュアル（第1版）」平成28(2016)年1月、道路保全課を参照するものとする。

4-6 啓開の実施

(1) 道路啓開の作業目標

道路啓開は、緊急車両等の通行ができるよう、がれきや放置車両等の処理、路面の段差修正等により、救命・救援のための緊急車両等の通行空間を確保するものとし、上下各1車線の計2車線の啓開を基本とする。ただし、やむを得ない場合には1車線として、適当な場所に待避所を設けるものとし、啓開作業にあたっては、業務施工者間で連携して対応にあたるものとする。



図 4-5 道路啓開イメージ図

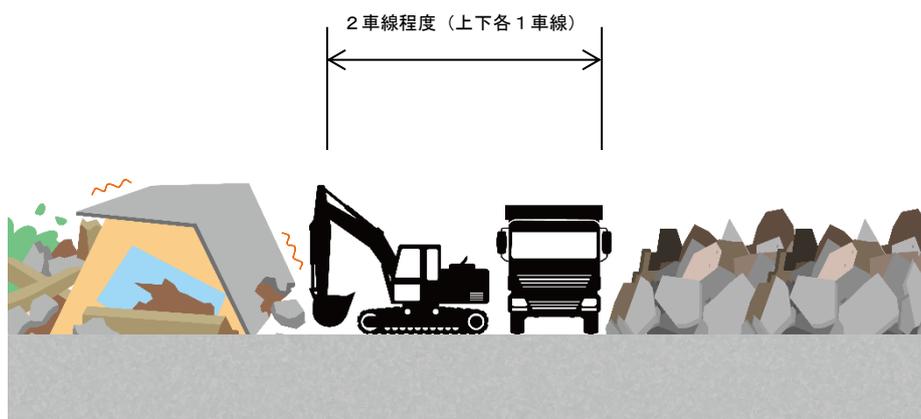


図 4-6 道路啓開断面イメージ図

(2) がれき撤去

道路上に散乱した建物等のがれきの撤去は、道路法第 42 条及び同第 66 条第 1 項の規定に基づき、土木事務所（道路管理者）から依頼を受けた（一社）栃木県建設業協会が実施するものとし、道路脇に寄せるまでとする。

がれきの撤去は、警察、消防、自衛隊等による救助活動後に実施することとなるが、家屋倒壊により閉じ込められた要救助者を発見した場合には、ただちに警察、消防等へ通報を行うなど連携して啓開作業にあたるものとする。

(3) 車両移動

緊急車両等の通行の支障となる車両の移動は、災害対策法第 76 条の 6 の規定に基づき、土木事務所（道路管理者）から依頼を受けた（一社）栃木県自動車整備振興会等が実施する。

車両を移動した場合には、その理由と道路管理者を掲示するとともに、可能な範囲で移動する前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱がないよう努めるものとする。

(4) 電柱倒壊

道路啓開の支障となる倒壊した電柱や架空線の移動は、管理者である電気事業者、電気通信事業者が実施することを原則とするが、管理者から現場の安全性を判断できる技術員の派遣があった場合は、「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」「災害時における通信復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」に基づき、道路管理者が相互協力により倒壊した電柱や架空線の移動を実施することができる。

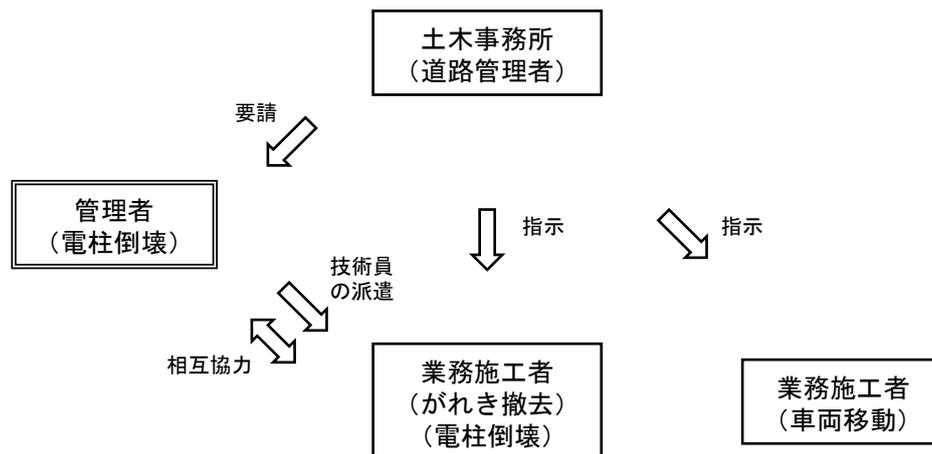


図 4-7 啓開作業における指揮系統図

4-7 発災後の広報の実施

(1) 道路啓開前

発災後、道路施設点検による一時通行止め措置や、「栃木県警察大規模発生時の交通規制計画」による県域流入抑制規制、県中枢機能確保規制などの交通規制が実施される可能性があることから、各道路管理者及び交通管理者は、道路利用者に対して「渋滞発生警告」「車両移動・車両使用の自粛」を要請するものとする。

また、道路保全課及び関係各土木事務所は、道路啓開にあたり、災害対策基本法に基づく区間の指定をしたときは、栃木県 HP、道路情報板、日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送などにより、速やかに道路利用者に対して周知するものとし、発災直後に広報が実施できるよう、あらかじめ情報提供内容や掲示など周知方法について準備しておくものとする。

(2) 道路啓開後

国土交通省では、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨などの災害時において、通行可否の情報をホームページで公表している。

本県においては、大規模災害時に限らず平時から全面通行止めに関する情報を県 HP 上で公表しているが、令和 6 年能登半島地震では、発災から 8 日後の令和 6 年 1 月 9 日に「道路復旧見える化マップ」が公開されたことから、本県においても発災から一週間を目途として、速やかな応急復旧のための情報公開を検討するものとする。

第5章 今後の課題

5-1 今後の課題

本計画は大規模地震発生直後における道路啓開の考え方や手順等についてとりまとめたものである。実際の災害時の具体的なオペレーションにあたっては、さらに詳細な検討が必要であることから、実際の災害の様相に合わせ、本計画を基本としつつも臨機応変な対応が求められる。

このため、本計画の実効性を高めるため、定期的な見直しを実施するものとし、今後の課題として次のとおり整理する。

(1) 被災情報の迅速な把握

「栃木県道路パトロール実施要領」では、最大震度5弱以上の地震の発生が観測された場合、異常時パトロールを実施することとしている。限られた時間の中で、被災情報を迅速に把握するため、各土木事務所は、道路パトロールを実施する際の路線の優先順位を定めるとともに、災害協定に基づく道路パトロールにあたり、自動参集ルールの設定、各協力者の担当する路線の割り振りを行うなど、情報収集の効率化を検討するものとする。

また、収集すべき情報の漏れを防ぎ、速やかなとりまとめ、共有ができるよう、関係機関と調整し、報告様式の統一を図るものとする。

(2) 情報共有手段の統一化

発災時には、固定電話や携帯電話等の通信手段が使用できない可能性もあることから、確実な連絡体制を構築することができるよう、通信手段の複線化を促進するとともに、関係機関と調整し、情報共有手段の統一を図るものとする。

(3) 道路啓開体制の確保

道路啓開体制を確保するため、橋梁部の段差修正等、訓練を通じて技能の習熟を図るとともに作業手順を明確なものとし、応急資材の備蓄、ストックヤードの整備を検討するものとする。

また、重機等が不足することを想定し、新たな災害協定の締結など道路啓開体制の強化を検討するものとする。

別表1 道路啓開計画の対象となる防災拠点一覧

(令和6年8月時点)

本計画上の分類			拠点種別	施設名	所在地
広域	救助	1	県災害対策本部	県本庁舎（危機管理課）	宇都宮市埴田1-1-20
広域	救助	2	総合防災拠点	総合運動公園（北・中央エリア管理事務所）	宇都宮市西川田4-1-1
広域	救助	3	医療活動拠点（災害拠点病院）	済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1
広域	救助	4	医療活動拠点（災害拠点病院）	地域医療機能推進機構うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17
広域	救助	5	医療活動拠点（災害拠点病院）	国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37
広域	救助	6	医療活動拠点（災害拠点病院）	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1
広域	救助	7	医療活動拠点（災害拠点病院）	芳賀赤十字病院	真岡市中郷271
広域	救助	8	医療活動拠点（災害拠点病院）	上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033
広域	救助	9	医療活動拠点（災害拠点病院）	獨協医科大学病院	壬生町北小林880
広域	救助	10	医療活動拠点（災害拠点病院）	那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4
広域	救助	11	医療活動拠点（災害拠点病院）	足利赤十字病院	足利市五十部町284-1
広域	救助	12	医療活動拠点（災害拠点病院）	獨協医科大学日光医療センター	日光市森友145-1
広域	救助	13	医療活動拠点（災害拠点病院）	国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田77
広域	救助	14	医療活動拠点（災害拠点病院）	新小山市市民病院	小山市神鳥谷2251-1
広域	救助	15	医療活動拠点（災害拠点病院）	佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728
地域	救助	1	県災害対策支部	河内庁舎（宇都宮県税事務所）	宇都宮市竹林町1030-2
地域	救助	2	県災害対策支部	上都賀庁舎（鹿沼県税事務所）	鹿沼市今宮町1664-1
地域	救助	3	県災害対策支部	芳賀庁舎（真岡県税事務所）	真岡市荒町116-1
地域	救助	4	県災害対策支部	下都賀庁舎（栃木県税事務所）	栃木市神田町6-6
地域	救助	5	県災害対策支部	塩谷庁舎（矢板県税事務所）	矢板市鹿島町20-22
地域	救助	6	県災害対策支部	那須庁舎（大田原県税事務所）	大田原市中央1-9-9
地域	救助	7	県災害対策支部	南那須庁舎（烏山健康福祉センター）	那須烏山市中央1-6-92
地域	救助	8	県災害対策支部	安蘇庁舎（安足県税事務所）	佐野市堀米町607
地域	救助	9	警察署	宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭1-1-6
地域	救助	10	警察署	宇都宮東警察署	宇都宮市中今泉3-5-63
地域	救助	11	警察署	宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町1-8
地域	救助	12	警察署	小山警察署	小山市大字神鳥谷1738-5
地域	救助	13	警察署	足利警察署	足利市千歳町94-7
地域	救助	14	警察署	栃木警察署	栃木市箱森町40-14
地域	救助	15	警察署	那須塩原警察署	那須塩原市方京2-15-1
地域	救助	16	警察署	佐野警察署	佐野市浅沼町573-6
地域	救助	17	警察署	鹿沼警察署	鹿沼市上殿町1000-5
地域	救助	18	警察署	真岡警察署	真岡市荒町115
地域	救助	19	警察署	下野警察署	下野市下古山2451-41
地域	救助	20	警察署	大田原警察署	大田原市紫塚1-1-4
地域	救助	21	警察署	今市警察署	日光市今市1378-1
地域	救助	22	警察署	さくら警察署	さくら市馬場786-1
地域	救助	23	警察署	矢板警察署	矢板市中2001-1
地域	救助	24	警察署	日光警察署	日光市稲荷町2-2-2
地域	救助	25	警察署	那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6

別表1 道路啓開計画の対象となる防災拠点一覧

(令和6年8月時点)

本計画上の分類			拠点種別	施設名	所在地
地域	救助	26	警察署	茂木警察署	茂木町茂木209-2
地域	救助	27	警察署	那珂川警察署	那珂川町北向田85
地域	救助	28	消防本部	宇都宮市消防局	宇都宮市大曾2-2-21
地域	救助	29	消防本部	足利市消防本部	足利市大正町863
地域	救助	30	消防本部	栃木市消防本部	栃木市平柳町1-34-5
地域	救助	31	消防本部	佐野市消防本部	佐野市富岡町1391
地域	救助	32	消防本部	鹿沼市消防本部	鹿沼市上殿町520-1
地域	救助	33	消防本部	日光市消防本部	日光市豊田442-1
地域	救助	34	消防本部	小山市消防本部	小山市神鳥谷1700-2
地域	救助	35	消防本部	石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1
地域	救助	36	消防本部	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1
地域	救助	37	消防本部	南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880-1
地域	救助	38	消防本部	塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田94-1
地域	救助	39	消防本部	那須地区消防組合消防本部	大田原市中田原868-12
地域	救助	40	市町災害対策本部	宇都宮市（危機管理課）	宇都宮市旭1-1-5
地域	救助	41	市町災害対策本部	足利市（危機管理課）	足利市本城3-2145
地域	救助	42	市町災害対策本部	栃木市（危機管理課）	栃木市万町9-25
地域	救助	43	市町災害対策本部	佐野市（危機管理課）	佐野市高砂町1
地域	救助	44	市町災害対策本部	鹿沼市（危機管理課）	鹿沼市今宮町1688-1
地域	救助	45	市町災害対策本部	日光市（総務課）	日光市今市本町1
地域	救助	46	市町災害対策本部	小山市（危機管理課）	小山市中央町1-1-1
地域	救助	47	市町災害対策本部	真岡市（市民生活課）	真岡市荒町5191
地域	救助	48	市町災害対策本部	大田原市（危機管理課）	大田原市本町1-4-1
地域	救助	49	市町災害対策本部	矢板市（生活環境課）	矢板市本町5-4
地域	救助	50	市町災害対策本部	那須塩原市（総務課）	那須塩原市共壘社108-2
地域	救助	51	市町災害対策本部	さくら市（総務課）	さくら市氏家2771
地域	救助	52	市町災害対策本部	那須烏山市（総務課）	那須烏山市中央1-1-1
地域	救助	53	市町災害対策本部	下野市（安全安心課）	下野市笹原26
地域	救助	54	市町災害対策本部	上三川町（総務課）	上三川町しらさぎ1-1
地域	救助	55	市町災害対策本部	益子町（総務課）	益子町益子2030
地域	救助	56	市町災害対策本部	茂木町（総務課）	茂木町茂木155
地域	救助	57	市町災害対策本部	市貝町（総務課）	市貝町市塙1280
地域	救助	58	市町災害対策本部	芳賀町（総務課）	芳賀町祖母井1020
地域	救助	59	市町災害対策本部	壬生町（総務課）	壬生町通町9-15
地域	救助	60	市町災害対策本部	野木町（総務課）	野木町丸林571
地域	救助	61	市町災害対策本部	塩谷町（くらし安全課）	塩谷町玉生741
地域	救助	62	市町災害対策本部	高根沢町（地域安全課）	高根沢町石末2053
地域	救助	63	市町災害対策本部	那須町（総務課）	那須町寺子丙3-13
地域	救助	64	市町災害対策本部	那珂川町（総務課）	那珂川町馬頭555
広域	救援	1	広域災害対策活動拠点	井頭公園（管理事務所）	真岡市下籠谷99

別表1 道路啓開計画の対象となる防災拠点一覧

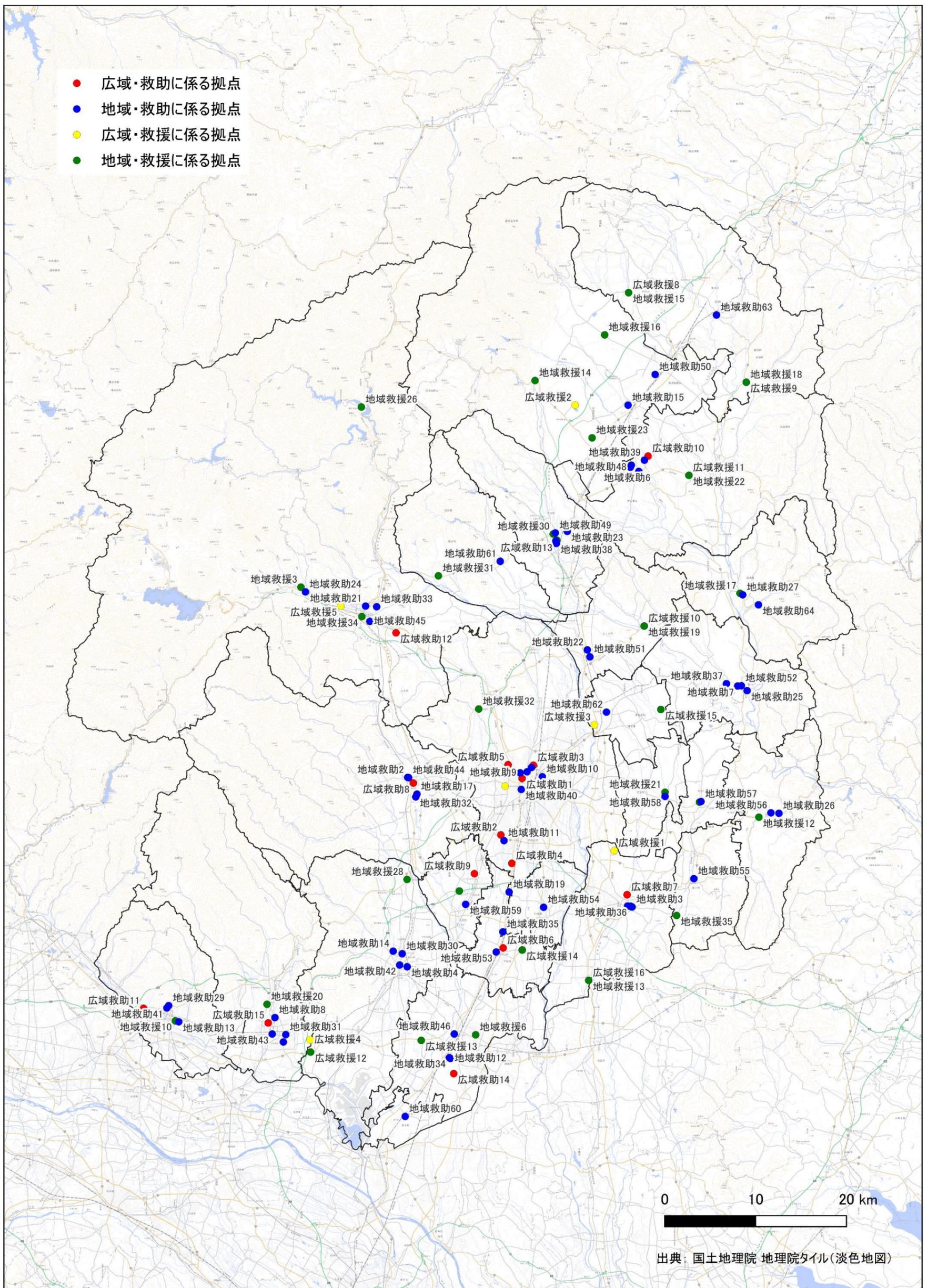
(令和6年8月時点)

本計画上の分類			拠点種別	施設名	所在地
広域	救援	2	広域災害対策活動拠点	那須野が原公園（管理事務所）	那須塩原市千本松801-3
広域	救援	3	広域災害対策活動拠点	鬼怒グリーンパーク（管理事務所）	高根沢町宝積寺86-1
広域	救援	4	広域災害対策活動拠点	みかも山公園（管理事務所）	栃木市岩舟町下津原1747-1
広域	救援	5	広域災害対策活動拠点	日光だいや川公園（管理事務所）	日光市瀬川844
広域	救援	6	広域災害対策活動拠点	中央公園（管理事務所）	宇都宮市睦町2-50
広域	救援	7	広域災害対策活動拠点	道の駅みぶ（とちぎわんぱく公園）	壬生町国谷2273
広域	救援	8	広域災害対策活動拠点	道の駅那須高原友愛の森	那須町高久乙593-8
広域	救援	9	広域災害対策活動拠点	道の駅東山道伊王野	那須町伊王野459
広域	救援	10	広域災害対策活動拠点	道の駅きつれがわ	さくら市喜連川4145-10
広域	救援	11	広域災害対策活動拠点	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6
広域	救援	12	広域災害対策活動拠点	道の駅みかも	栃木市藤岡町大和田678
広域	救援	13	広域災害対策活動拠点	道の駅思川	小山市下国府塚25-1
広域	救援	14	広域災害対策活動拠点	道の駅しもつけ	下野市薬師寺3720-1
広域	救援	15	広域災害対策活動拠点	道の駅たかねざわ元気あつむら	高根沢町上柏崎588-1
広域	救援	16	広域災害対策活動拠点	道の駅にのみや	真岡市久下田2204-1
広域	救援	17	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	佐野藤岡IC [検問設置]	—
広域	救援	18	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	佐野SスマートIC [閉鎖]	—
広域	救援	19	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	栃木IC [閉鎖]	—
広域	救援	20	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	都賀西方スマートIC [閉鎖]	—
広域	救援	21	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	鹿沼IC [検問設置]	—
広域	救援	22	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	宇都宮IC [検問設置]	—
広域	救援	23	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	上河内スマートIC [閉鎖]	—
広域	救援	24	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	矢板IC [閉鎖]	—
広域	救援	25	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	西那須野塩原IC [閉鎖]	—
広域	救援	26	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	黒磯板室IC [閉鎖]	—
広域	救援	27	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	那須IC [検問設置]	—
広域	救援	28	高速道路IC（東北縦貫自動車道）	那須高原スマートIC [閉鎖]	—
広域	救援	29	高速道路IC（北関東自動車道）	足利IC [閉鎖]	—
広域	救援	30	高速道路IC（北関東自動車道）	出流原スマートIC [閉鎖]	—
広域	救援	31	高速道路IC（北関東自動車道）	佐野田沼IC [検問設置]	—
広域	救援	32	高速道路IC（北関東自動車道）	都賀IC [閉鎖]	—
広域	救援	33	高速道路IC（北関東自動車道）	壬生IC [閉鎖]	—
広域	救援	34	高速道路IC（北関東自動車道）	宇都宮上三川IC [検問設置]	—
広域	救援	35	高速道路IC（北関東自動車道）	真岡IC [閉鎖]	—
広域	救援	36	日光宇都宮道路IC	宇都宮IC	—
広域	救援	37	日光宇都宮道路IC	徳次郎IC	—
広域	救援	38	日光宇都宮道路IC	篠井IC	—
広域	救援	39	日光宇都宮道路IC	大沢IC	—
広域	救援	40	日光宇都宮道路IC	土沢IC	—
広域	救援	41	日光宇都宮道路IC	今市IC	—

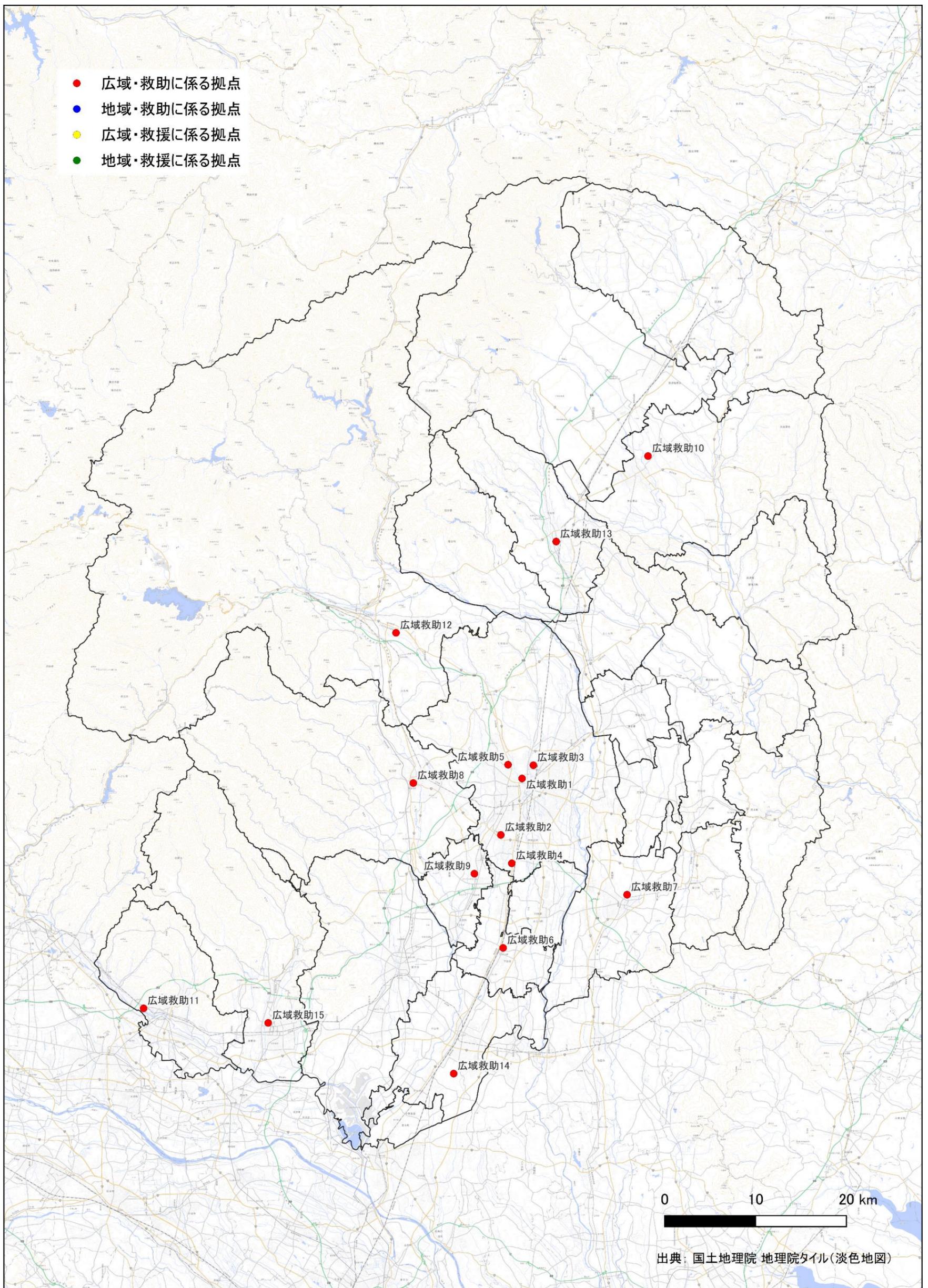
別表 1 道路啓開計画の対象となる防災拠点一覧

(令和6年8月時点)

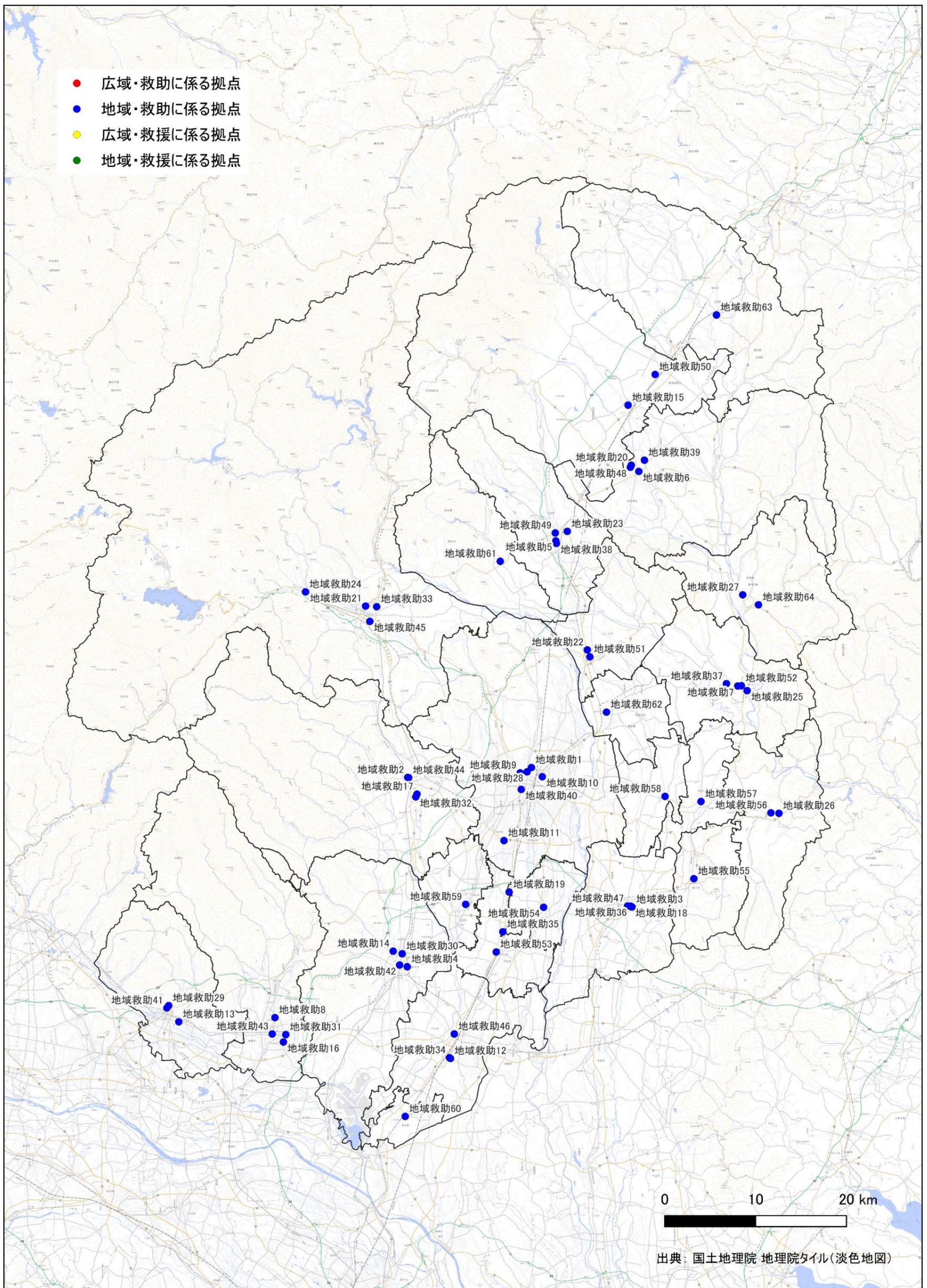
本計画上の分類			拠点種別	施設名	所在地
広域	救援	42	日光宇都宮道路IC	日光IC	—
広域	救援	43	日光宇都宮道路IC	清滝IC	—
地域	救援	1	県土木事務所	宇都宮土木事務所（河内庁舎）	宇都宮市竹林町1030-2
地域	救援	2	県土木事務所	鹿沼土木事務所（上都賀庁舎）	鹿沼市今宮町1664-1
地域	救援	3	県土木事務所	日光土木事務所	日光市萩垣面2390-7
地域	救援	4	県土木事務所	真岡土木事務所（芳賀庁舎）	真岡市荒町116-1
地域	救援	5	県土木事務所	栃木土木事務所（下都賀庁舎）	栃木市神田町6-6
地域	救援	6	県土木事務所	栃木土木事務所小山詰所（小山庁舎）	小山市犬塚3-1-1
地域	救援	7	県土木事務所	矢板土木事務所	矢板市鹿島町20-11
地域	救援	8	県土木事務所	大田原土木事務所（那須庁舎）	大田原市本町2-2828-4
地域	救援	9	県土木事務所	烏山土木事務所（南那須庁舎）	那須烏山市中央1-6-92
地域	救援	10	県土木事務所	安足土木事務所（足利庁舎）	足利市伊勢町4-19
地域	救援	11	県土木事務所	安足土木事務所（安蘇庁舎）	佐野市堀米町607
地域	救援	12	地域災害対策活動拠点	道の駅もてぎ	茂木町大字茂木1090-1
地域	救援	13	地域災害対策活動拠点	道の駅にのみや	真岡市久下田2204-1
地域	救援	14	地域災害対策活動拠点	道の駅湯の香しおばら	那須塩原市関谷442
地域	救援	15	地域災害対策活動拠点	道の駅那須高原友愛の森	那須町大字高久乙593-8
地域	救援	16	地域災害対策活動拠点	道の駅明治の森・黒磯	那須塩原市青木27
地域	救援	17	地域災害対策活動拠点	道の駅ばとう	那珂川町北向田181-2
地域	救援	18	地域災害対策活動拠点	道の駅東山道伊王野	那須町大字伊王野459
地域	救援	19	地域災害対策活動拠点	道の駅きつれがわ	さくら市喜連川4145-10
地域	救援	20	地域災害対策活動拠点	道の駅どまんなかたぬま	佐野市吉水町366-2
地域	救援	21	地域災害対策活動拠点	道の駅はが	芳賀町大字祖母井842-1
地域	救援	22	地域災害対策活動拠点	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6
地域	救援	23	地域災害対策活動拠点	道の駅那須野が原博物館	那須塩原市三島5-1
地域	救援	24	地域災害対策活動拠点	道の駅みかも	栃木市藤岡町大和田678
地域	救援	25	地域災害対策活動拠点	道の駅思川	小山市大字下国府塚25-1
地域	救援	26	地域災害対策活動拠点	道の駅湯西川	日光市西川478-1
地域	救援	27	地域災害対策活動拠点	道の駅みぶ（防災道の駅）	壬生町大字国谷1870-2
地域	救援	28	地域災害対策活動拠点	道の駅にしかた	栃木市西方町元369-1
地域	救援	29	地域災害対策活動拠点	道の駅しもつけ	下野市薬師寺3720-1
地域	救援	30	地域災害対策活動拠点	道の駅やいた	矢板市矢板114-1
地域	救援	31	地域災害対策活動拠点	道の駅湧水の郷しおや	塩谷町大字船生3733-1
地域	救援	32	地域災害対策活動拠点	道の駅うつのみやろまんちっく村	宇都宮市新里町丙254
地域	救援	33	地域災害対策活動拠点	道の駅サシバの里いちかい	市貝町大字市塙1270
地域	救援	34	地域災害対策活動拠点	道の駅日光	日光市今市719-1
地域	救援	35	地域災害対策活動拠点	道の駅ましこ	益子町大字長堤2271
地域	救援	36	地域災害対策活動拠点	道の駅たかねざわ元気あつぷむら	高根沢町大字上柏崎588-1



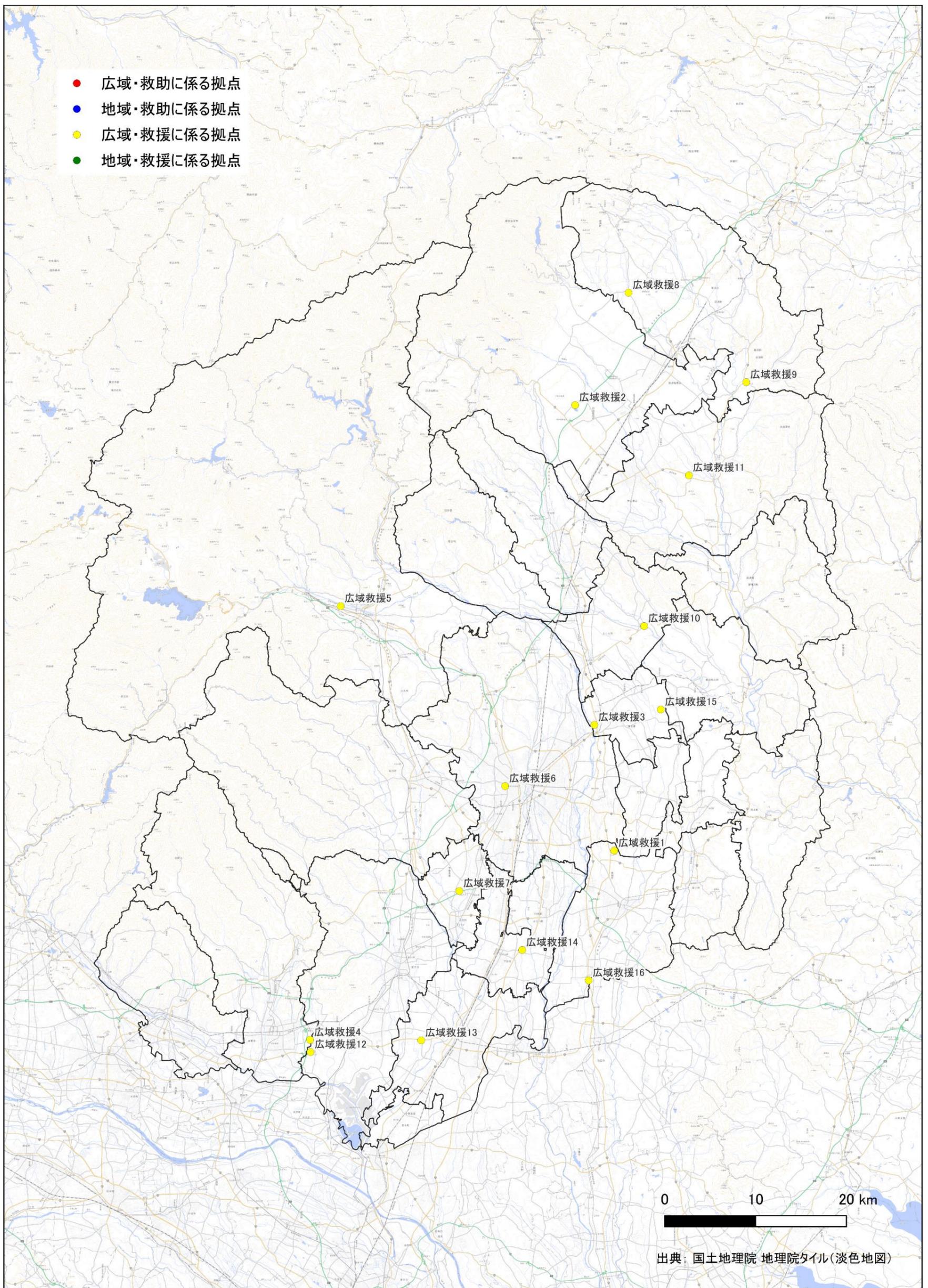
別図1 道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図(一式)



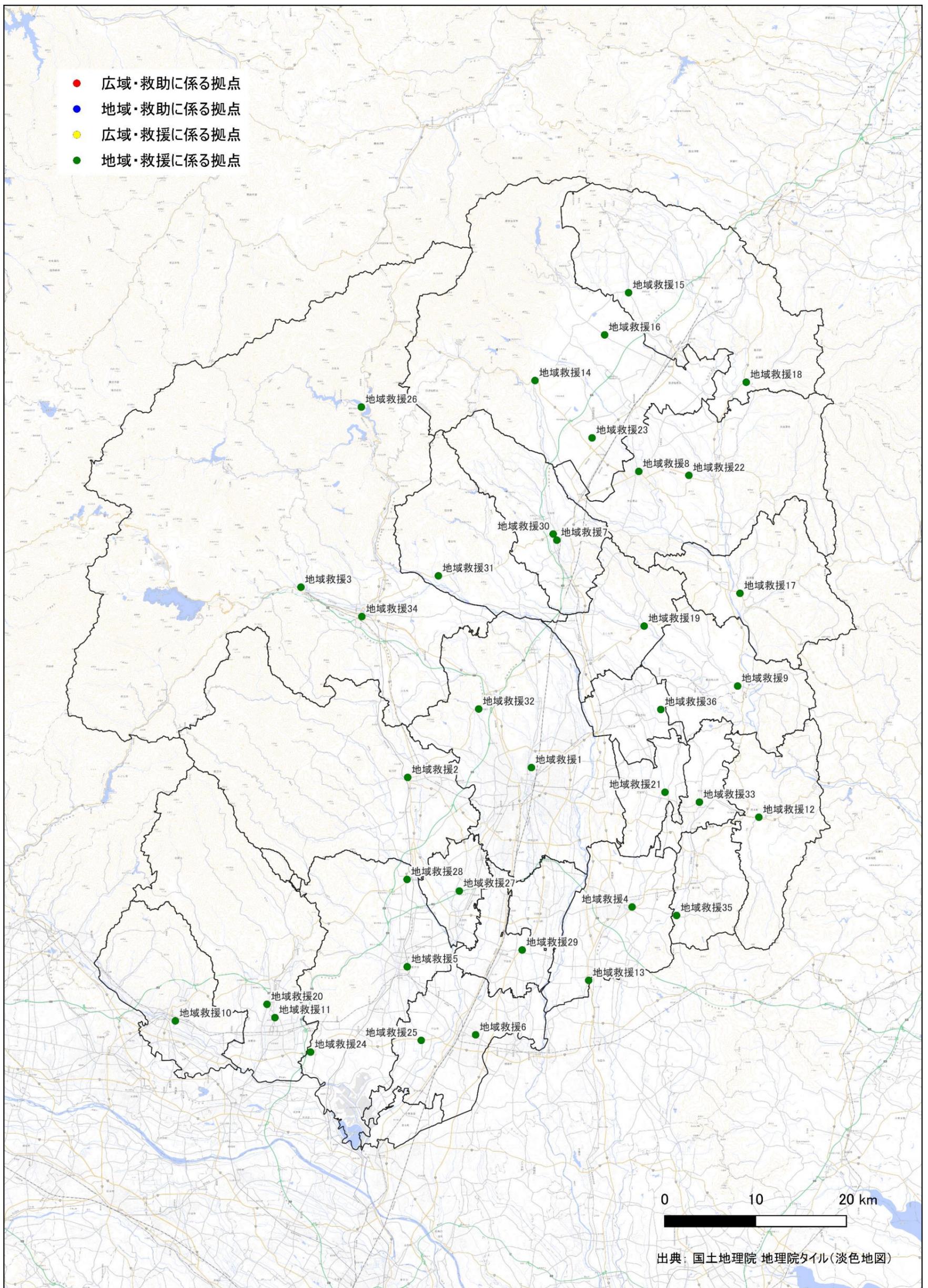
別図1 道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図（広域・救助）



別図1 道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図（地域・救助）



別図1 道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図（広域・救援）



別図1 道路啓開計画の対象となる防災拠点位置図(地域・救援)